

学校法人の現状について



文部科学省高等教育局私学部参事官



MEXT

MINISTRY OF EDUCATION,
CULTURE, SPORTS,
SCIENCE AND TECHNOLOGY-JAPAN

私立学校の経営状況について（概要）

I 大学・短期大学計（883校）

1. 令和3年度は、前年度と比較すると、大学・短大全体では、入学定員が増えた一方、入学者及び入学定員充足率は減少した。

入学定員 約54万7,400人（前年比2.7千人増）

入学者数 約53万7,300人（前年比13.4千人減）

入学定員充足率 約98.2%（前年度約101.1%）

※ 日本私立学校振興・共済事業団調べ（令和3年度のデータ）

II 大学（597校）

1. 入学定員未充足の大学の割合は、前年度の31.0%から46.4%に増加した。また、入学定員の80%以上を充足している大学の割合は前年度の93.3%から85.8%に減少した。充足率を地域別に見ると、三大都市圏（※）では100.6%、その他の地域では97.4%となった。

入学定員 約49万5,200人（前年比約4.2千人増）

入学者数 約49万4,200人（前年比約9.6千人減）

入学定員充足率 99.8%（前年度102.6%）

※ 三大都市圏…埼玉、千葉、東京、神奈川、愛知、京都、大阪、兵庫

2. 私立大学全体では基本金組入前当年度収支差額（平成26年度以前は帰属収支差額）はプラスであるものの、平成18年度以降、事業活動収支差額比率（平成26年度以前は帰属収支差額比率）は10%を割り込んでいる。

基本金組入前当年度収支差額（平成26年度以前は帰属収支差額）がマイナスの大学が全体の31.4%（対前年比5.7ポイント減少）。

※ 事業活動収支差額比率（帰属収支差額比率）とは、学校法人の負債とならない収入である事業活動収入（帰属収入）から事業活動支出（消費支出）を差し引いた差額（基本金組入前当年度収支差額（帰属収支差額））が収入全体の何%に当たるかを見る比率である。

※ 日本私立学校振興・共済事業団調べ（1. は令和3年度、2. は令和2年度決算のデータ）

Ⅲ 短期大学 (286 校)

1. 入学定員未充足の学校の割合は、前年度の 73.9%から 83.6%に増加している。また、入学定員の 80%以上を充足している短期大学の割合は前年度の 65.3%から 49.3%に減少した。

入学定員 約 5 万 2,200 人 (前年比約 1.5 千人減)

入学者数 約 4 万 3,100 人 (前年比約 3.8 千人減)

入学定員充足率 約 82.6% (前年度 87.3%)

2. 基本金組入前当年度収支差額 (平成 26 年度以前は帰属収支差額) がマイナスの短期大学が全体の 69.1% (対前年比 0.5 ポイント増加)

※ 日本私立学校振興・共済事業団調べ(1. は令和 3 年度、2. は令和 2 年度決算のデータ)

Ⅳ 高等学校 (1,296 校)

1. 入学定員未充足の学校の割合は、前年度の 71.3 から 71.0%に減少している。

入学定員 40 万 8,390 人 (前年比 32 人減)

入学者数 34 万 2,087 人 (前年比 545 人増)

入学定員充足率 83.8% (前年度 83.6%)

2. 基本金組入前当年度収支差額がマイナスの高等学校が全体の 48.9% (対前年比 3.4 ポイント増加)

※ 日本私立学校振興・共済事業団調べ(1. は令和 2 年度、2. は令和元年度決算のデータ)

私立大学における入学定員充足状況

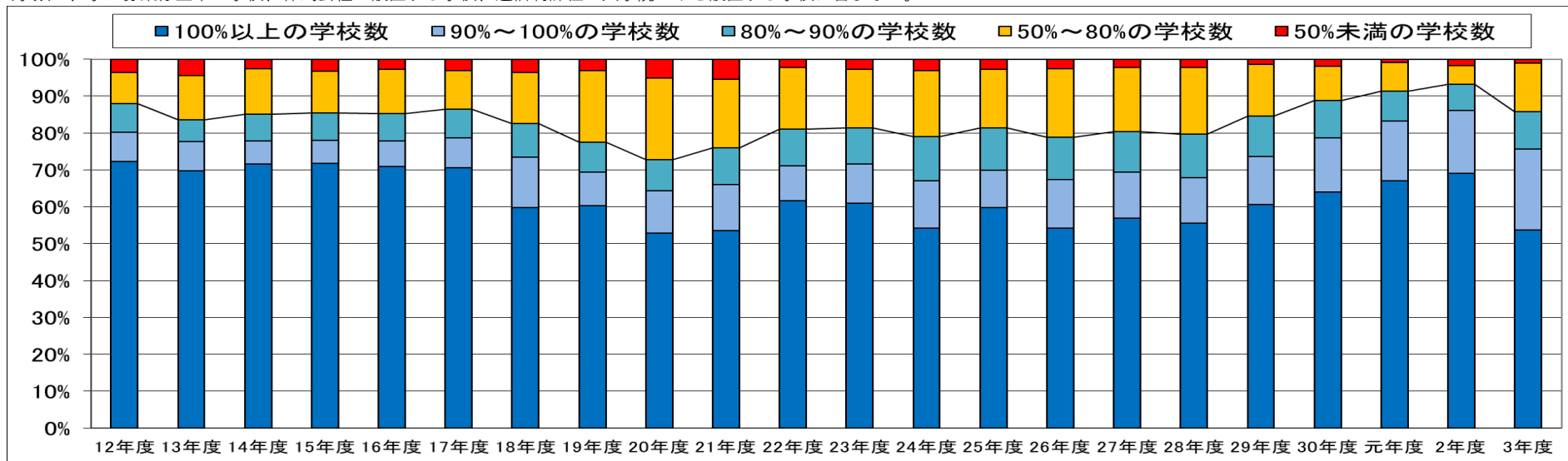
令和3年度は前年度に比較して全体として入学定員充足率が減少し、大学全体に占める未充足校の割合が15.4ポイント上昇して、46.4%となった。

区分	12年度	13年度	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	元年度	2年度	3年度
大 学 数	471	493	508	521	533	542	550	559	565	570	569	572	577	576	578	579	577	581	582	587	593	597
100%以上の学校数	340	344	364	374	378	382	329	337	299	305	351	349	313	344	313	329	320	352	372	393	409	320
割合	72.2%	69.8%	71.7%	71.8%	70.9%	70.5%	59.8%	60.3%	52.9%	53.5%	61.7%	61.0%	54.2%	59.7%	54.2%	56.8%	55.5%	60.6%	63.9%	67.0%	69.0%	53.6%
90%~100%の学校数	38	39	31	32	37	44	75	51	64	71	53	60	74	59	76	73	72	76	86	95	101	131
割合	8.1%	7.9%	6.1%	6.1%	6.9%	8.1%	13.6%	9.1%	11.3%	12.5%	9.3%	10.5%	12.8%	10.2%	13.1%	12.6%	12.5%	13.1%	14.8%	16.2%	17.0%	21.9%
80%~90%の学校数	36	29	37	39	39	42	50	45	48	57	57	56	69	66	67	63	68	63	59	48	43	61
割合	7.6%	5.9%	7.3%	7.5%	7.3%	7.7%	9.1%	8.1%	8.5%	10.0%	10.0%	9.8%	12.0%	11.5%	11.6%	10.9%	11.8%	10.8%	10.1%	8.2%	7.3%	10.2%
50%~80%の学校数	40	59	63	59	64	57	76	109	125	106	95	91	103	91	107	101	104	82	54	46	30	78
割合	8.5%	12.0%	12.4%	11.3%	12.0%	10.5%	13.8%	19.5%	22.1%	18.6%	16.7%	15.9%	17.9%	15.8%	18.5%	17.4%	18.0%	14.1%	9.3%	7.8%	5.1%	13.1%
50%未満の学校数	17	22	13	17	15	17	20	17	29	31	13	16	18	16	15	13	13	8	11	5	10	7
割合	3.6%	4.5%	2.6%	3.3%	2.8%	3.1%	3.6%	3.0%	5.1%	5.4%	2.3%	2.8%	3.1%	2.8%	2.6%	2.2%	2.3%	1.4%	1.9%	0.9%	1.7%	1.2%

入学定員未充足校	131	149	144	147	155	160	221	222	266	265	218	223	264	232	265	250	257	229	210	194	184	277
割合	27.8%	30.2%	28.3%	28.2%	29.1%	29.5%	40.2%	39.7%	47.1%	46.5%	38.3%	39.0%	45.8%	40.3%	45.8%	43.2%	44.5%	39.4%	36.1%	33.0%	31.0%	46.4%

充足率80%以上校	414	412	432	445	454	468	454	433	411	433	461	465	456	469	456	465	460	491	517	536	553	512
割合	87.9%	83.6%	85.0%	85.4%	85.2%	86.3%	82.5%	77.5%	72.7%	76.0%	81.0%	81.3%	79.0%	81.4%	78.9%	80.3%	79.7%	84.5%	88.8%	91.3%	93.3%	85.8%

(注) 大学数に、学生募集停止中の学校、株式会社が設置する学校、通信制課程・大学院のみを設置する学校は含まない。



私立短期大学における入学定員充足状況

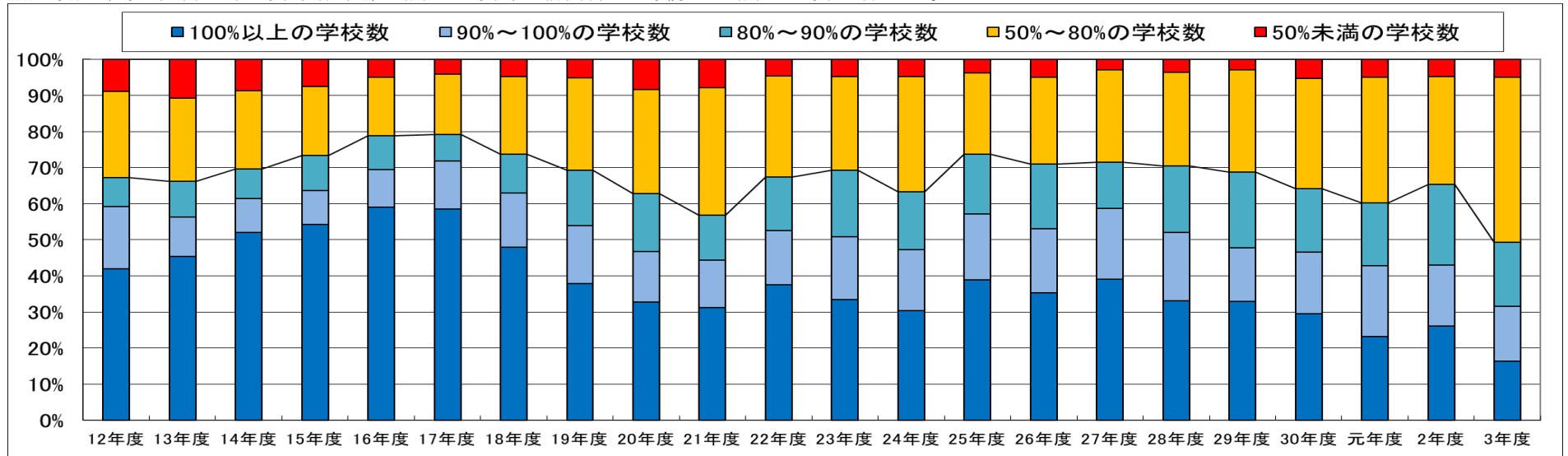
短期大学全体に占める未充足校の割合が9.7ポイント上昇して、83.6%となり、約半数となる141校が入学定員充足率80%未満となった。

区分	12年度	13年度	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	元年度	2年度	3年度
短期大学数	460	449	435	416	400	383	373	365	360	356	344	338	330	324	320	315	311	304	301	297	291	286
100%以上の学校数	193	204	226	226	236	224	179	138	118	111	129	113	100	126	113	123	103	100	89	69	76	47
割合	42.0%	45.4%	52.0%	54.3%	59.0%	58.5%	48.0%	37.8%	32.8%	31.2%	37.5%	33.4%	30.3%	38.9%	35.3%	39.0%	33.1%	32.9%	29.6%	23.2%	26.1%	16.4%
90%~100%の学校数	79	49	41	39	42	51	56	59	50	47	52	59	56	59	57	62	59	45	51	58	49	43
割合	17.2%	10.9%	9.4%	9.4%	10.5%	13.3%	15.0%	16.2%	13.9%	13.2%	15.1%	17.5%	17.0%	18.2%	17.8%	19.7%	19.0%	14.8%	16.9%	19.5%	16.8%	15.0%
80%~90%の学校数	37	44	36	40	37	28	40	56	58	44	51	62	53	54	57	40	57	64	53	52	65	51
割合	8.0%	9.8%	8.3%	9.6%	9.3%	7.3%	10.7%	15.3%	16.1%	12.4%	14.8%	18.3%	16.1%	16.7%	17.8%	12.7%	18.3%	21.1%	17.6%	17.5%	22.3%	17.8%
50%~80%の学校数	110	104	94	80	65	64	80	93	104	126	96	88	105	73	77	81	81	86	92	103	87	131
割合	23.9%	23.2%	21.6%	19.2%	16.3%	16.7%	21.4%	25.5%	28.9%	35.4%	27.9%	26.0%	31.8%	22.5%	24.1%	25.7%	26.0%	28.3%	30.6%	34.7%	29.9%	45.8%
50%未満の学校数	41	48	38	31	20	16	18	19	30	28	16	16	16	12	16	9	11	9	16	15	14	14
割合	8.9%	10.7%	8.7%	7.5%	5.0%	4.2%	4.8%	5.2%	8.3%	7.9%	4.7%	4.7%	4.8%	3.7%	5.0%	2.9%	3.5%	3.0%	5.3%	5.1%	4.8%	4.9%

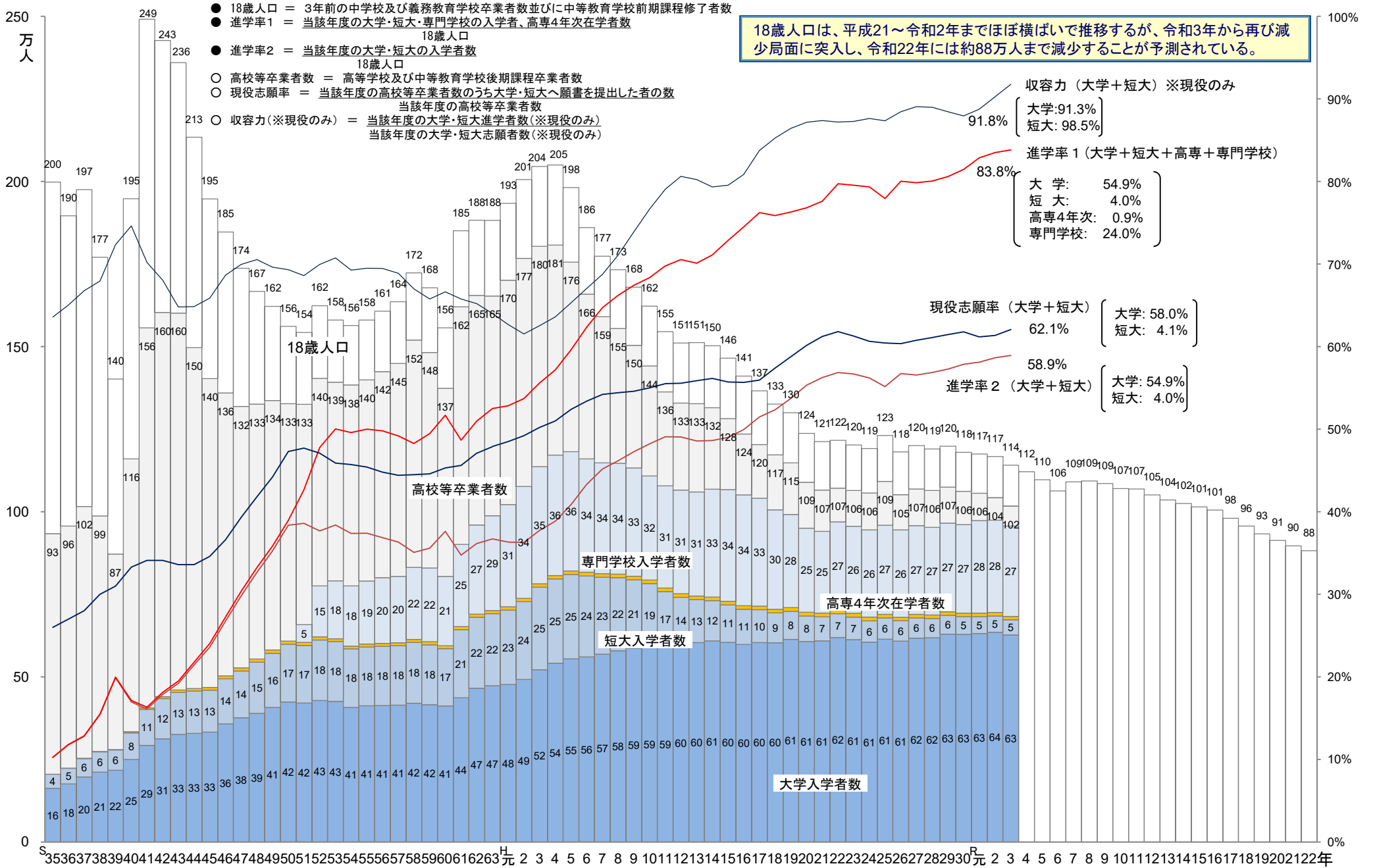
入学定員未充足校	267	245	209	190	164	159	194	227	242	245	215	225	230	198	207	192	208	204	212	228	215	239
割合	58.0%	54.6%	48.0%	45.7%	41.0%	41.5%	52.0%	62.2%	67.2%	68.8%	62.5%	66.6%	69.7%	61.1%	64.7%	61.0%	66.9%	67.1%	70.4%	76.8%	73.9%	83.6%

充足率80%以上校	309	297	303	305	315	303	275	253	226	202	232	234	209	239	227	225	219	209	193	179	190	141
割合	67.2%	66.1%	69.7%	73.3%	78.8%	79.1%	73.7%	69.3%	62.8%	56.7%	67.4%	69.2%	63.3%	73.8%	70.9%	71.4%	70.4%	68.8%	64.1%	60.3%	65.3%	49.3%

(注) 短期大学数に、学生募集停止中の学校、株式会社が設置する学校、通信制課程・大学院のみを設置する学校は含まない。



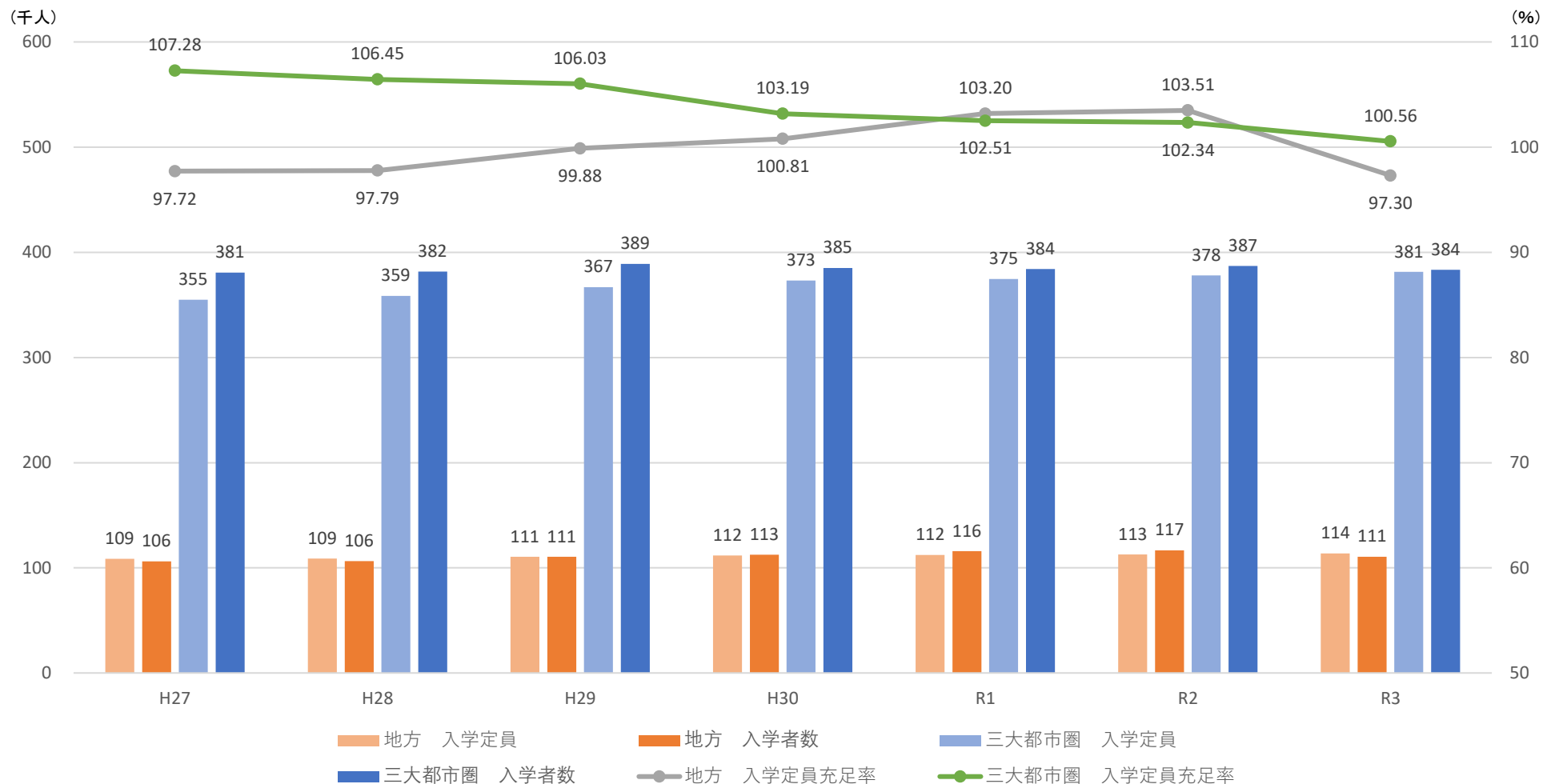
18歳人口と高等教育機関への進学率等の推移



出典：文部科学省「学校基本統計」。令和16～22年については国立社会保障・人口問題研究所「日本の将来推計人口(平成29年推計)(出生中位・死亡中位)」を基に作成。
 ※進学率、現役志願率については、小数点以下第2位を四捨五入しているため、内訳の計と合計が一致しない場合がある。

私立大学入学定員充足状況(地方・三大都市圏別:過去6カ年)〔学校所在地ごとに集計〕

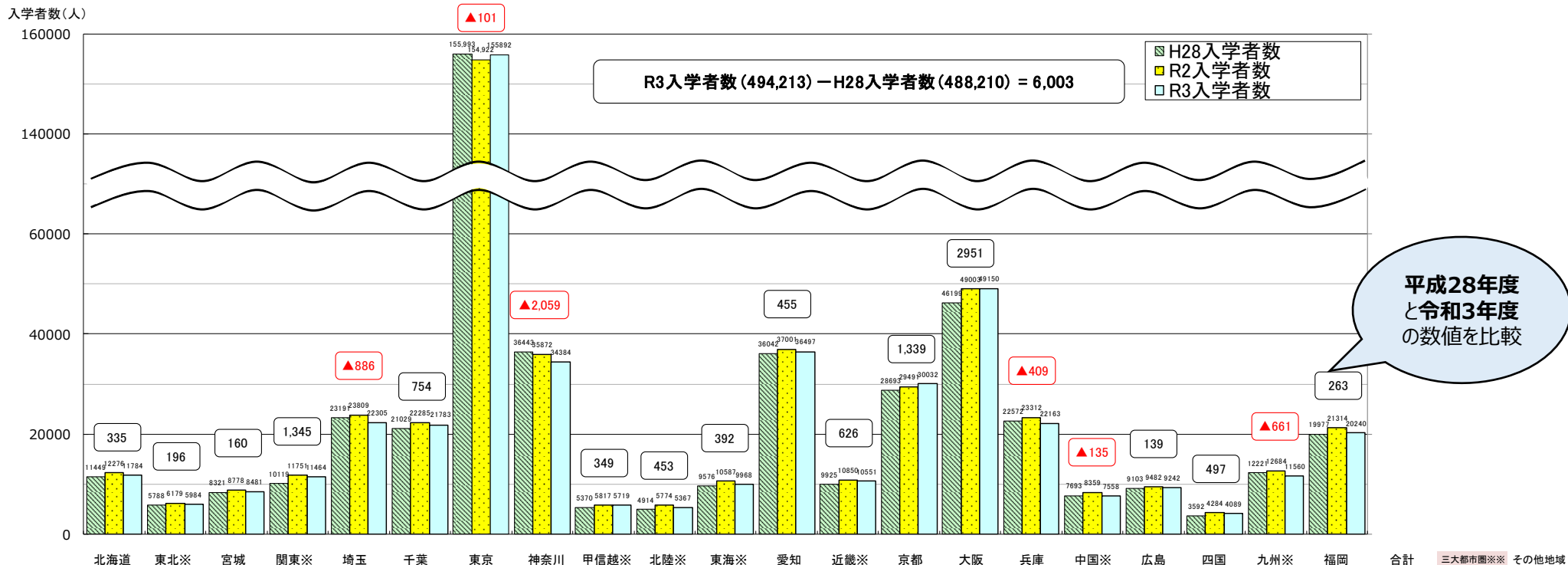
令和2年度まで、三大都市圏の入学定員超過が減少する一方、地方の入学定員未充足は改善してきたところ、令和3年度は三大都市圏の入学定員超過は引き続き減少して100.56%になったが、地方は入学定員充足率が減少に転じ、97.30%で100%を割り込んだ。



※ 入学定員充足率=各区分ごとの入学者数合計÷各区分ごとの入学定員合計

私立大学における地域別の入学者数(5年前、昨年との比較)

全体の傾向として、入学者は5年前より増加しているが昨年と比較すると多くの地域で減少している。



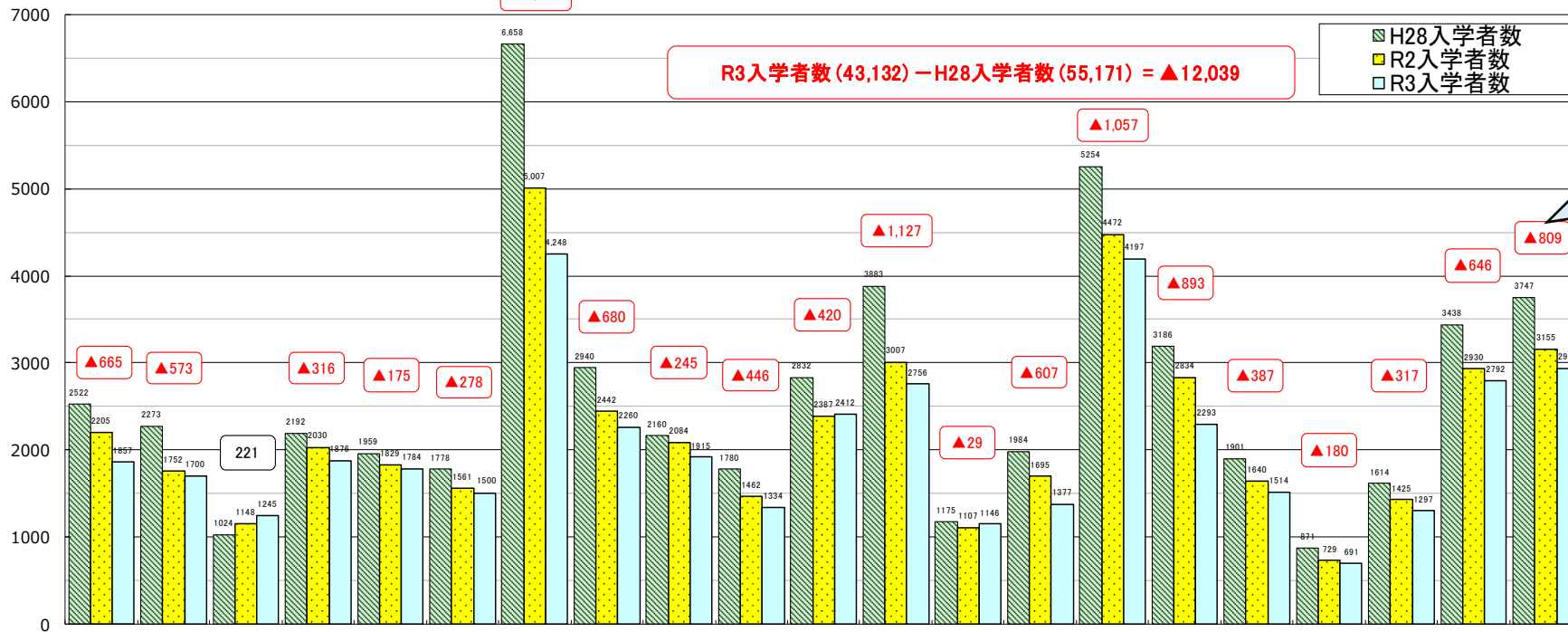
	北海道	東北※	宮城	関東※	埼玉	千葉	東京	神奈川	甲信越※	北陸※	東海※	愛知	近畿※	京都	大阪	兵庫	中国※	広島	四国	九州※	福岡	合計	三大都市圏※	その他地域	
H28学部数	59	39	28	51	76	79	373	105	38	27	58	148	35	89	153	91	51	48	24	68	72	1,712	1,114	598	
R2学部数	61	43	32	55	83	87	405	111	42	31	60	156	40	96	165	102	56	49	28	71	76	1,849	1,205	644	
R3学部数	60	43	33	57	84	90	409	109	44	33	63	157	41	99	170	106	56	49	28	71	76	1,878	1,224	654	
28年度比	1	4	5	6	8	11	36	4	6	6	5	9	6	10	17	15	5	1	4	3	4	166	110	56	
H28入学定員	11,785	6,192	8,178	10,484	22,081	20,956	143,221	33,909	5,525	4,886	9,830	34,398	9,370	27,377	43,621	22,263	7,951	9,488	4,060	12,685	19,234	467,494	347,826	119,668	
R2入学定員	11,601	6,367	8,399	10,850	22,651	21,320	153,066	34,749	5,688	5,400	10,066	35,716	10,588	29,816	46,468	22,923	8,597	9,493	4,635	12,505	20,114	491,012	366,709	124,303	
R3入学定員	11,741	6,367	8,399	11,039	22,570	21,548	154,577	34,041	5,894	5,496	10,266	36,186	10,698	30,371	47,449	23,153	8,590	9,493	4,635	12,505	20,144	495,162	369,895	125,267	
28年度比	-44	175	221	555	489	592	11,356	132	369	610	436	1,788	1,328	2,994	3,828	890	639	5	575	-180	910	27,668	22,069	5,599	
H28入学者数	11,449	5,788	8,321	10,119	23,191	21,029	155,993	36,443	5,370	4,914	9,576	36,042	9,925	28,693	46,199	22,572	7,693	9,103	3,592	12,221	19,977	488,210	370,162	118,048	
R2入学者数	12,276	6,179	8,778	11,751	23,809	22,285	154,922	35,872	5,817	5,774	10,587	37,001	10,850	29,491	49,003	23,312	8,359	9,482	4,284	12,684	21,314	503,830	375,695	128,135	
R3入学者数	11,784	5,984	8,481	11,464	22,305	21,783	155,892	34,384	5,719	5,367	9,968	36,497	10,551	30,032	49,150	22,163	7,558	9,242	4,089	11,560	20,240	494,213	372,206	122,007	
28年度比	102.9%	103.4%	101.9%	113.3%	96.2%	103.6%	99.9%	94.4%	106.5%	109.2%	104.1%	101.3%	106.3%	104.7%	106.4%	98.2%	98.2%	101.5%	113.8%	94.6%	101.3%	101.2%	101.2%	100.6%	103.4%
H28充足率	97.1%	93.5%	101.7%	96.5%	105.0%	100.3%	108.9%	107.5%	97.2%	100.6%	97.4%	104.8%	105.9%	104.8%	105.9%	101.4%	96.8%	95.9%	88.5%	96.3%	103.9%	104.4%	106.4%	98.6%	
R2充足率	105.8%	97.0%	104.5%	108.3%	105.1%	104.5%	101.2%	103.2%	102.3%	106.9%	105.2%	103.6%	102.5%	98.9%	105.5%	101.7%	97.2%	99.9%	92.4%	101.4%	106.0%	102.6%	102.5%	103.1%	
R3充足率	100.4%	94.0%	101.0%	103.8%	98.8%	101.1%	100.9%	101.0%	97.0%	97.7%	97.1%	100.9%	98.6%	98.9%	103.6%	95.7%	88.0%	97.4%	88.2%	92.4%	100.5%	99.8%	100.6%	97.4%	
28年度比(ポイント)	3.2	0.5	-0.8	7.3	-6.2	0.7	-8.1	-6.5	-0.2	-2.9	-0.3	-3.9	-7.3	-5.9	-2.3	-5.7	-8.8	1.4	-0.3	-3.9	-3.4	-4.6	-5.8	-1.2	

※東北(青森、岩手、秋田、山形、福島)、関東(茨城、栃木、群馬)、甲信越(新潟、山梨、長野)、北陸(富山、石川、福井)、東海(岐阜、静岡、三重)、近畿(滋賀、奈良、和歌山)、中国(鳥取、島根、岡山、山口)、九州(佐賀、長崎、熊本、大分、宮崎、鹿児島、沖縄)
 ※三大都市圏(埼玉、千葉、東京、神奈川、愛知、京都、大阪、兵庫)

私立短期大学における地域別の入学者数(5年前、昨年との比較)

入学者数は宮城県を除き、全国的に減少傾向で、三大都市圏ではその他の地域よりも入学定員充足率含めて下降幅が大きい。

入学者数(人)



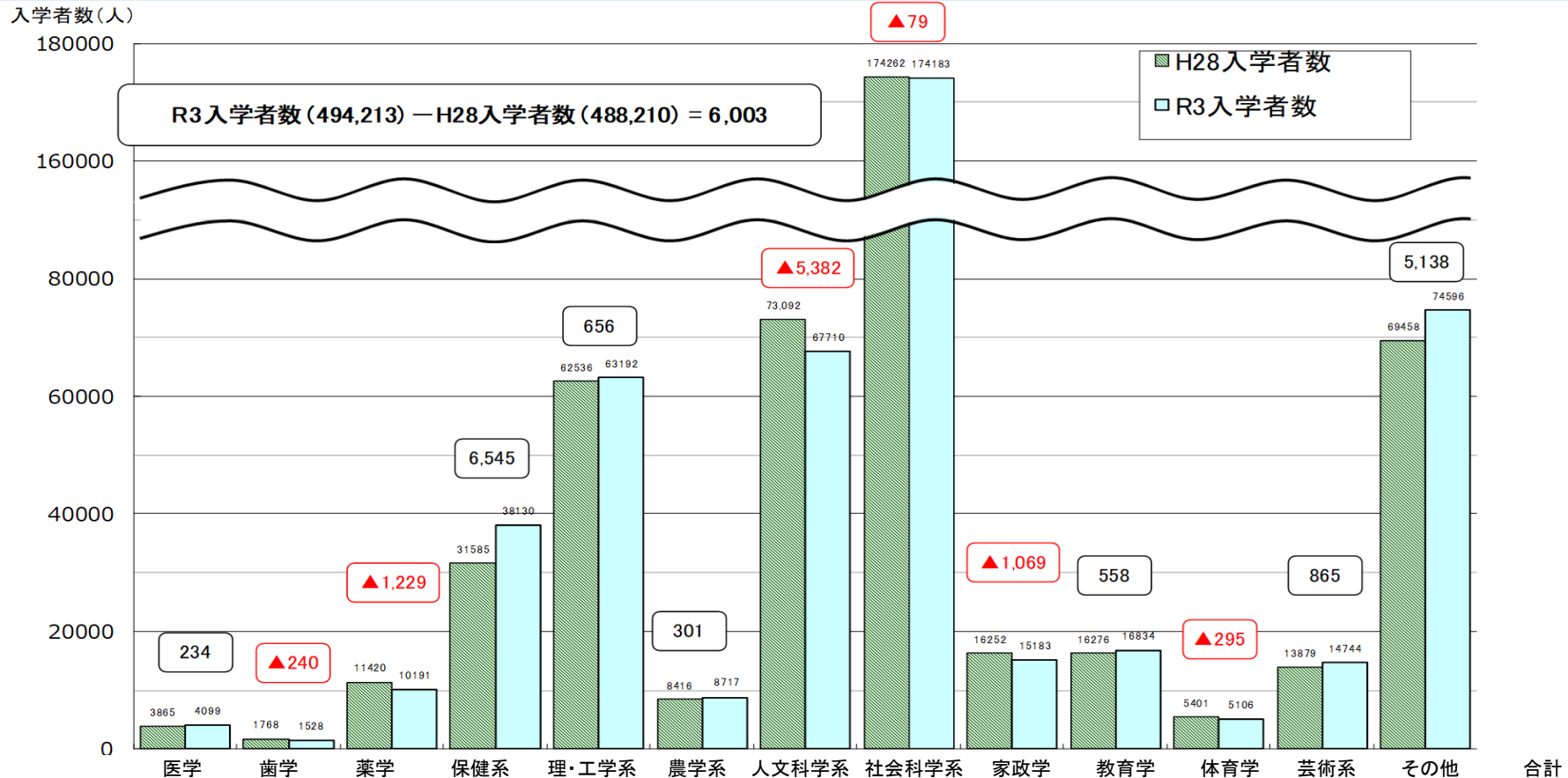
平成28年度
と令和3年度
の数値を比較

	北海道	東北※	宮城	関東※	埼玉	千葉	東京	神奈川	甲信越※	北陸※	東海※	愛知	近畿※	京都	大阪	兵庫	中国※	広島	四国	九州※	福岡	合計	三大都市圏※	その他地域
H28学科数	30	32	11	24	18	15	56	18	26	20	34	35	13	19	49	34	28	11	28	41	45	587	244	343
R2学科数	31	29	13	24	18	15	50	16	26	19	30	34	12	15	42	33	26	10	26	36	39	544	223	321
R3学科数	30	28	14	24	17	15	49	16	25	19	29	33	12	15	41	33	26	10	27	36	39	538	219	319
28年度比	0	-4	3	0	-1	0	-7	-2	-1	-1	-5	-2	-1	-4	-8	-1	-2	-1	-1	-5	-6	-49	-25	-24
H28入学定員	2,805	2,775	1,060	2,636	2,250	1,950	6,560	2,850	2,515	1,960	3,225	4,230	1,430	2,100	5,790	3,680	2,235	910	2,010	3,795	4,485	61,251	29,410	31,841
R2入学定員	2,575	2,425	1,200	2,435	2,185	1,680	5,375	2,670	2,375	1,550	2,735	3,597	1,280	1,750	4,930	3,105	2,065	790	1,720	3,525	3,750	53,717	25,292	28,425
R3入学定員	2,475	2,255	1,240	2,435	2,125	1,590	5,305	2,620	2,245	1,550	2,610	3,447	1,280	1,720	4,690	2,980	1,955	790	1,800	3,440	3,690	52,242	24,477	27,765
28年度比	-330	-520	180	-201	-125	-360	-1,255	-230	-270	-410	-615	-783	-150	-380	-1,100	-700	-280	-120	-210	-355	-795	-9,009	-4,933	-4,076
H28入学者数	2,522	2,273	1,024	2,192	1,959	1,778	6,658	2,940	2,160	1,780	2,832	3,883	1,175	1,984	5,254	3,186	1,901	871	1,614	3,438	3,747	55,171	27,642	27,529
R2入学者数	2,205	1,752	1,148	2,030	1,829	1,561	5,007	2,442	2,084	1,462	2,387	3,007	1,107	1,695	4,472	2,834	1,640	729	1,425	2,930	3,155	46,901	22,847	24,054
R3入学者数	1,857	1,700	1,245	1,876	1,784	1,500	4,248	2,260	1,915	1,334	2,412	2,756	1,146	1,377	4,197	2,293	1,514	691	1,297	2,938	2,938	43,132	20,415	22,717
28年度比	73.6%	74.8%	121.6%	85.6%	91.1%	84.4%	63.8%	76.9%	88.7%	74.9%	85.2%	71.0%	97.5%	69.4%	79.9%	72.0%	79.6%	79.3%	80.4%	81.2%	78.4%	78.2%	73.9%	82.5%
H28充足率	89.9%	81.9%	96.6%	83.2%	87.1%	91.2%	101.5%	103.2%	85.9%	90.8%	87.8%	91.8%	82.2%	94.5%	90.7%	86.6%	85.1%	95.7%	80.3%	90.6%	83.5%	90.1%	94.0%	86.5%
R2充足率	85.6%	72.2%	95.7%	83.4%	83.7%	92.9%	93.2%	91.5%	87.7%	94.3%	87.3%	83.6%	86.5%	96.9%	90.7%	91.3%	79.4%	92.3%	82.8%	83.1%	84.1%	87.3%	90.3%	84.6%
R3充足率	75.0%	75.4%	100.4%	77.0%	84.0%	94.3%	80.1%	86.3%	85.3%	86.1%	92.4%	80.0%	89.5%	80.1%	89.5%	76.9%	77.4%	87.5%	72.1%	81.2%	79.6%	82.6%	83.4%	81.8%
28年度比(ポイント)	-14.9	-6.5	3.8	-6.1	-3.1	3.2	-21.4	-16.9	-0.6	-4.8	4.6	-11.8	7.4	-14.4	-1.3	-9.6	-7.6	-8.2	-8.2	-9.4	-3.9	-7.5	-10.6	-4.6

※東北(青森、岩手、秋田、山形、福島)、関東(茨城、栃木、群馬)、甲信越(新潟、山梨、長野)、北陸(富山、石川、福井)、東海(岐阜、静岡、三重)、近畿(滋賀、奈良、和歌山)、中国(鳥取、島根、岡山、山口)、九州(佐賀、長崎、熊本、大分、宮崎、鹿児島、沖縄)
 ※※三大都市圏(埼玉、千葉、東京、神奈川、愛知、京都、大阪、兵庫)

私立大学における系統別の入学者数(5年前との比較)

入学者数は「保健系」「その他」が実人数、比率ともに大きく増加した。一方、「歯学」「薬学」は1割以上の減少となった。



	医学	歯学	薬学	保健系	理・工学系	農学系	人文科学系	社会科学系	家政学	教育学	体育学	芸術系	その他	合計
R3学部数	31	17	60	254	162	25	245	526	83	104	11	56	304	1,878
R3入学定員充足率	100.2%	75.8%	88.6%	100.0%	100.9%	96.4%	99.3%	101.6%	94.1%	94.4%	101.3%	104.8%	99.5%	99.8%
H28入学定員充足率	101.0%	85.7%	98.8%	104.1%	105.8%	112.0%	105.0%	105.6%	99.2%	102.4%	110.1%	97.5%	103.6%	104.4%
R3志願者数	98,563	7,564	73,580	188,155	751,179	78,039	520,901	1,379,159	60,407	100,983	12,680	53,220	510,432	3,834,862
系統別割合	2.6%	0.2%	1.9%	4.9%	19.6%	2.0%	13.6%	36.0%	1.6%	2.6%	0.3%	1.4%	13.3%	100.0%
H28志願者数	98,562	7,563	73,579	188,154	751,178	78,038	520,900	1,379,158	60,406	100,982	12,679	53,219	510,431	3,834,861
系統別割合	2.6%	0.2%	1.9%	4.9%	19.6%	2.0%	13.6%	36.0%	1.6%	2.6%	0.3%	1.4%	13.3%	100.0%
R3入学者数	4,099	1,528	10,191	38,130	63,192	8,717	67,710	174,183	15,183	16,834	5,106	14,744	74,596	494,213
系統別割合	0.8%	0.3%	2.1%	7.7%	12.8%	1.8%	13.7%	35.2%	3.1%	3.4%	1.0%	3.0%	15.1%	100.0%
H28入学者数	3,865	1,768	11,420	31,585	62,536	8,416	73,092	174,262	16,252	16,276	5,401	13,879	69,458	488,210
系統別割合	0.8%	0.4%	2.3%	6.5%	12.8%	1.7%	15.0%	35.7%	3.3%	3.3%	1.1%	2.8%	14.2%	100.0%
28年度比	106.1%	86.4%	89.2%	120.7%	101.0%	103.6%	92.6%	100.0%	93.4%	103.4%	94.5%	106.2%	107.4%	101.2%

私立短期大学における系統別の入学者数(5年前との比較)

入学者数は系統によらず減少しているが、特に「人文系」「家政系」「教育系」「農工系」においては、5年前と比較して、約4分の1の減少となった。

入学者数(人)

25000

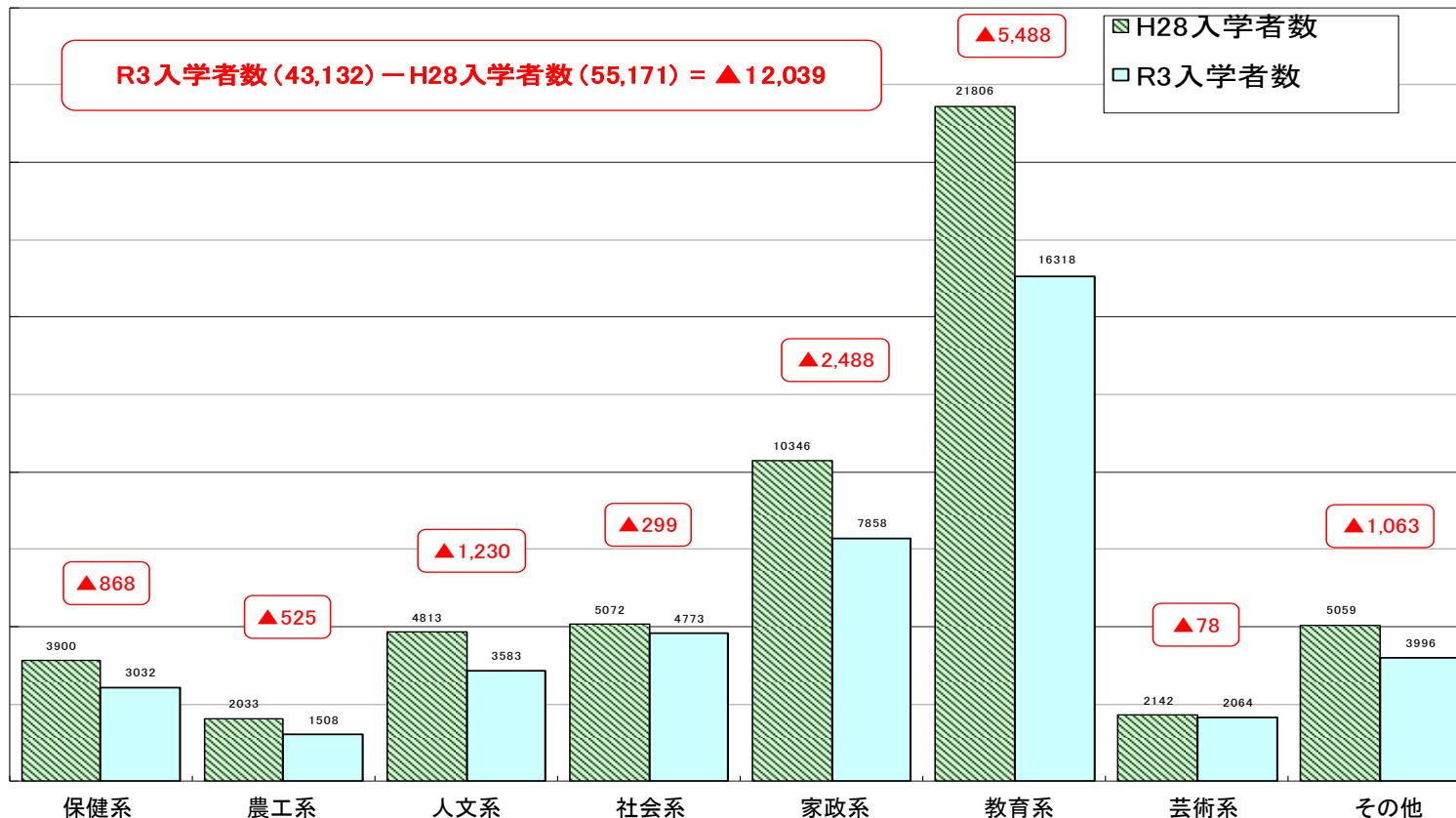
20000

15000

10000

5000

0

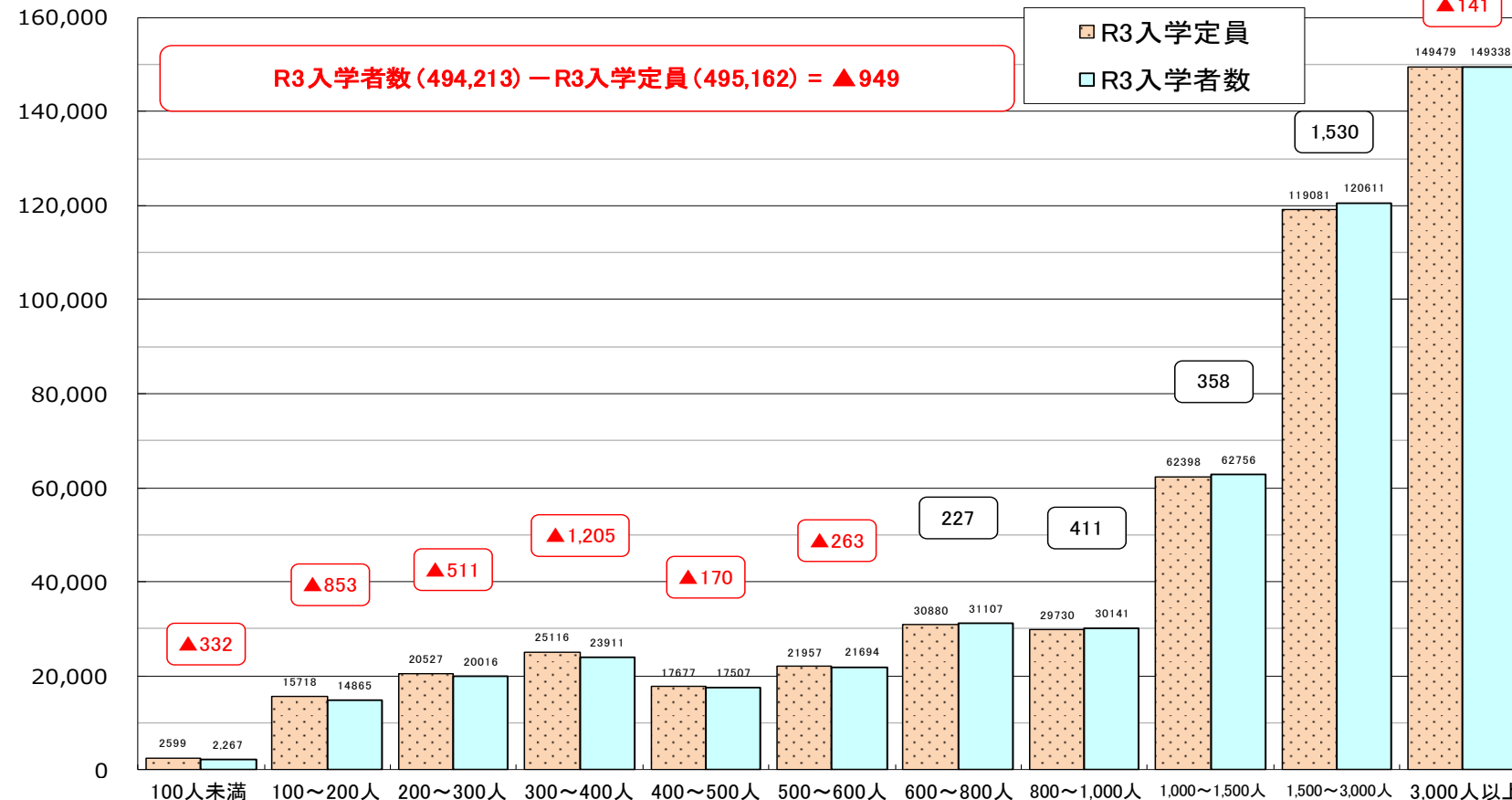


	保健系	農工系	人文系	社会系	家政系	教育系	芸術系	その他	合計
R3学科数	40	19	43	68	112	189	26	41	538
R3入学定員充足率	94.2%	87.4%	81.7%	87.4%	80.7%	79.0%	87.5%	85.1%	82.6%
H28入学定員充足率	99.2%	89.4%	94.7%	86.7%	84.9%	92.4%	83.5%	87.6%	90.1%
R3志願者数	4,696	2,604	6,749	6,916	11,190	19,966	2,670	5,572	60,363
系統別割合	7.8%	4.3%	11.2%	11.5%	18.5%	33.1%	4.4%	9.2%	100.0%
H28志願者数	4,695	2,603	6,748	6,915	11,189	19,965	2,669	5,571	60,362
系統別割合	7.8%	4.3%	11.2%	11.5%	18.5%	33.1%	4.4%	9.2%	100.0%
R3入学者数	3,032	1,508	3,583	4,773	7,858	16,318	2,064	3,996	43,132
系統別割合	7.0%	3.5%	8.3%	11.1%	18.2%	37.8%	4.8%	9.3%	100.0%
H28入学者数	3,900	2,033	4,813	5,072	10,346	21,806	2,142	5,059	55,171
系統別割合	7.1%	3.7%	8.7%	9.2%	18.8%	39.5%	3.9%	9.2%	100.0%
28年度比	77.7%	74.2%	74.4%	94.1%	76.0%	74.8%	96.4%	79.0%	78.2%

私立大学における規模別の入学定員、入学者数（令和3年度）

入学定員充足率は入学定員100人未満の小規模校を除き、概ね定員超過もしくは定員未充足の改善が図られている。一方、100人未満は定員未充足の状況が悪化している。

入学者数(人)



	100人未満	100~200人	200~300人	300~400人	400~500人	500~600人	600~800人	800~1,000人	1,000~1,500人	1,500~3,000人	3,000人以上	合計
R3大学数	37	110	85	73	40	41	45	33	50	58	25	597
R3入学定員充足率	87.2%	94.6%	97.5%	95.2%	99.0%	98.8%	100.7%	101.4%	100.6%	101.3%	99.9%	99.8%
H28入学定員充足率	98.1%	87.8%	92.4%	93.4%	94.3%	95.2%	98.5%	103.4%	105.5%	110.9%	109.2%	104.4%
R3志願者数	5,395	55,214	73,532	93,680	59,918	80,199	127,626	185,784	349,797	1,113,449	1,690,268	3,834,862
規模別割合	0.1%	1.4%	1.9%	2.4%	1.6%	2.1%	3.3%	4.8%	9.1%	29.0%	44.1%	100.0%
H28志願者数	5,394	55,213	73,531	93,679	59,917	80,198	127,625	185,783	349,796	1,113,448	1,690,267	3,834,861
規模別割合	0.1%	1.4%	1.9%	2.4%	1.6%	2.1%	3.3%	4.8%	9.1%	29.0%	44.1%	100.0%
R3入学者数	2,267	14,865	20,016	23,911	17,507	21,694	31,107	30,141	62,756	120,611	149,338	494,213
規模別割合	0.5%	3.0%	4.1%	4.8%	3.5%	4.4%	6.3%	6.1%	12.7%	24.4%	30.2%	100.0%
H28入学者数	2,210	12,967	18,821	20,252	20,007	21,600	28,635	32,344	70,363	113,512	147,499	488,210
規模別割合	0.5%	2.7%	3.9%	4.1%	4.1%	4.4%	5.9%	6.6%	14.4%	23.3%	30.2%	100.0%

私立大学・短期大学・高等学校の収支状況(経年の推移)

○大学の収支状況

(単位:億円)

年 度		23	24	25	26	27	28	29	30	R1	R2
集計学校数	a	校 592	校 588	校 591	校 592	校 596	校 590	校 595	校 592	校 599	校 608
事業活動収入 (H26以前は帰属収入)	b	33,599	32,946	33,156	33,234	33,540	33,654	34,314	34,674	34,986	36,002
事業活動支出 (H26以前は消費支出)	c	32,097	30,921	31,371	31,450	32,371	32,544	33,073	33,448	33,795	34,583
基本金組入前当年度収支差額 (H26以前は帰属収支差額)	d=b-c	1,502	2,025	1,785	1,784	1,169	1,110	1,241	1,226	1,190	1,418
事業活動収支差額比率 (H26以前は帰属収支差額比率)	e=d÷b	4.5%	6.1%	5.4%	5.4%	3.5%	3.3%	3.6%	3.5%	3.4%	3.9%
基本金組入前当年度収支差額 (H26以前は帰属収支差額)がマイナスの学校数	f	校 250	校 208	校 215	校 219	校 243	校 233	校 235	校 215	校 222	校 191
割合	g=f÷a	42.2%	35.4%	36.4%	37.0%	40.8%	39.5%	39.5%	36.3%	37.1%	31.4%

○短期大学の収支状況

(単位:億円)

年 度		23	24	25	26	27	28	29	30	R1	R2
集計学校数	a	校 353	校 335	校 337	校 333	校 324	校 321	校 317	校 310	校 299	校 298
事業活動収入 (H26以前は帰属収入)	b	2,200	1,940	1,961	1,941	1,875	1,838	1,745	1,671	1,497	1,552
事業活動支出 (H26以前は消費支出)	c	2,147	1,985	1,996	1,939	1,934	1,842	1,806	1,753	1,634	1,670
基本金組入前当年度収支差額 (H26以前は帰属収支差額)	d=b-c	53	▲ 45	▲ 35	2	▲ 59	▲ 5	▲ 61	▲ 82	▲ 138	▲ 119
事業活動収支差額比率 (H26以前は帰属収支差額比率)	e=d÷b	2.4%	▲2.3%	▲1.8%	0.1%	▲3.2%	▲0.3%	▲3.5%	▲4.9%	▲9.2%	▲7.7%
基本金組入前当年度収支差額 (H26以前は帰属収支差額)がマイナスの学校数	f	校 193	校 189	校 170	校 187	校 184	校 174	校 191	校 196	校 205	校 206
割合	g=f÷a	54.7%	56.4%	50.4%	56.2%	56.8%	54.2%	60.3%	63.2%	68.6%	69.1%

○高等学校の収支状況

(単位:億円)

年 度		22	23	24	25	26	(注1)27	28	29	30	R1
集計学校数	a	校 1,244	校 1,263	校 1,266	校 1,286	校 1,288	校 730	校 1,310	校 1,301	校 1,289	校 1,283
事業活動収入 (H27以前は帰属収入)	b	9,808	10,087	10,173	10,384	10,848	5,833	11,092	11,053	10,985	10,887
事業活動支出 (H27以前は消費支出)	c	9,619	9,953	9,899	10,109	10,294	5,381	10,637	10,727	10,672	10,773
基本金組入前当年度収支差額 (H27以前は帰属収支差額)	d=b-c	189	134	274	275	554	452	455	326	313	114
事業活動収支差額比率 (H27以前は帰属収支差額比率)	e=d÷b	1.9%	1.3%	2.7%	2.6%	5.1%	7.7%	4.1%	2.9%	2.8%	1.0%
基本金組入前当年度収支差額 (H27以前は帰属収支差額)がマイナスの学校数	f	校 578	校 599	校 546	校 553	校 521	(注2)校 544/1,290	校 530	校 582	校 586	校 627
割合	g=f÷a	46.5%	47.4%	43.1%	43.0%	40.5%	42.2%	40.5%	44.7%	45.5%	48.9%

○ 事業活動収支差額比率(帰属収支差額比率)とは、学校法人の負債とならない収入である事業活動収入(帰属収入)から事業活動支出(消費支出)を差し引いた差額(基本金組入前当年度収支差額(帰属収支差額))が収入全体の何%に当たるかを見る比率である。

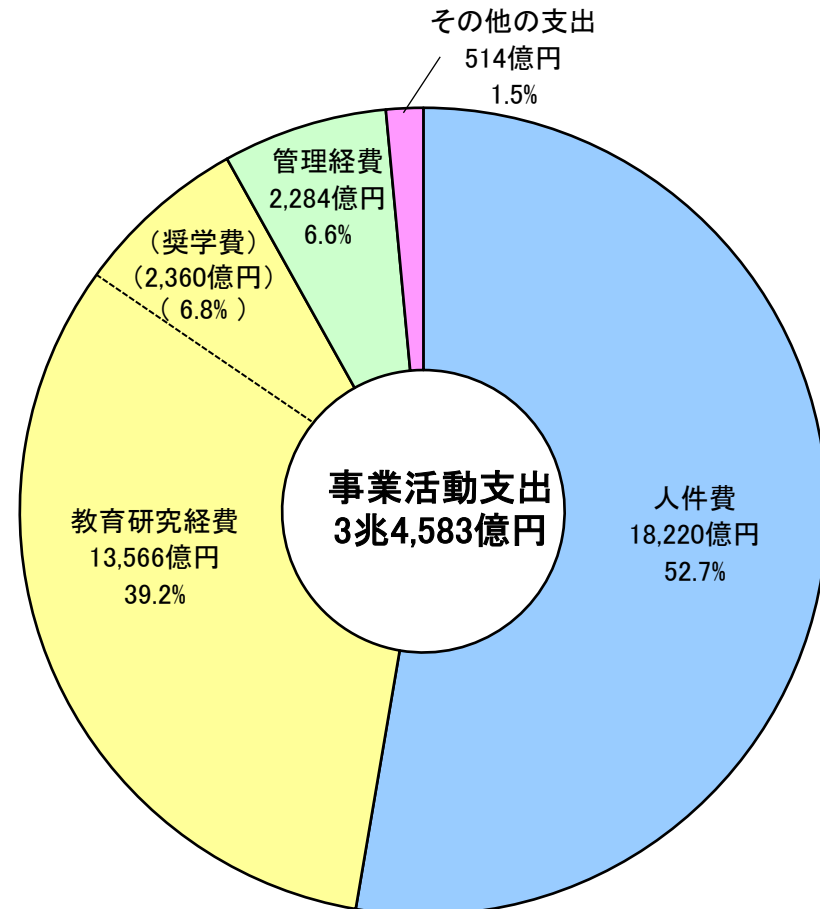
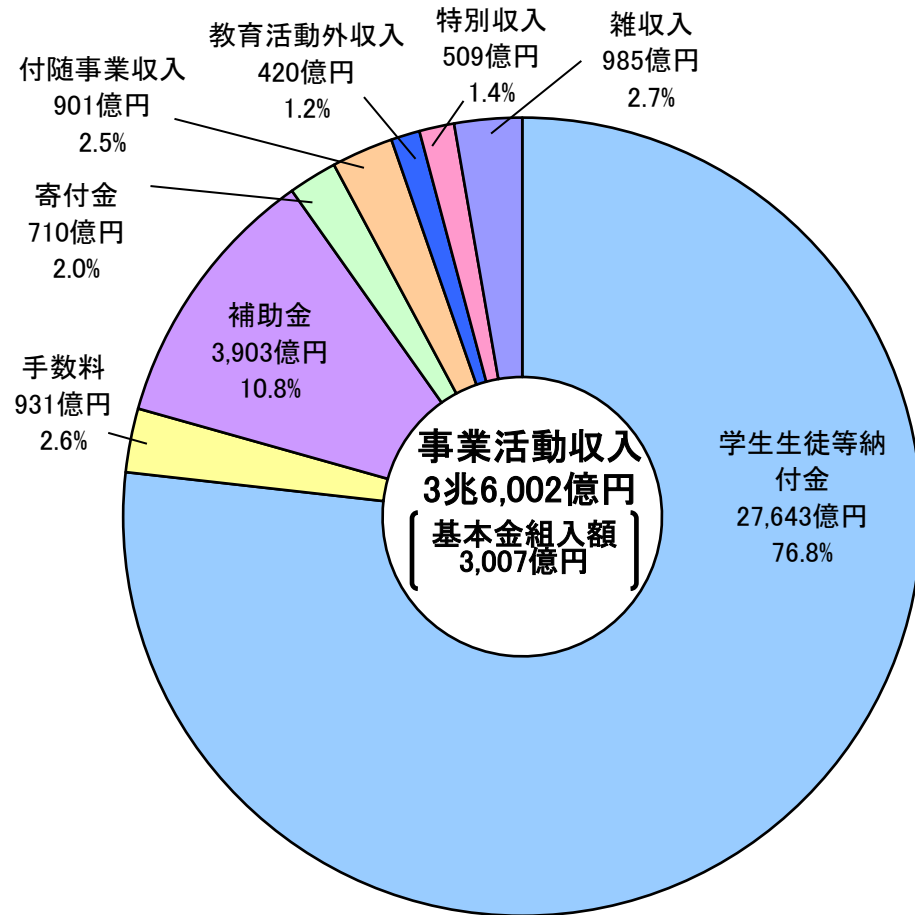
(※)出資(株式)の概念がなく、また、国公立学校のように施設が公費で賄われていない学校法人では、校地・校舎等の新たな取得や高度化、設備の維持・向上など教育研究の充実に必要な資産相当額を資本(基本金)として事業活動収入(帰属収入)の中からあらかじめ確保しなければならないため、基本金組入れ相当の基本金組入前当年度収支差額(帰属収支差額)が必要になる。

(注1)平成27年度における高等学校の収支状況については、高等学校法人が設置する部門のみの集計である。

(注2)平成27年度における高等学校の帰属収支差額比率に関する学校数及び割合には、大学法人及び短期大学法人の設置する高等学校を含めている。

出典:日本私立学校振興・共済事業団「今日の私学財政」

私立大学の収支状況



●事業活動収入とは

事業活動収入とは、学生生徒等納付金、寄付金、補助金等の学校法人の負債とならない収入のことで、借入金等は含まない。

●基本金とは

国公立学校のように施設が公費で賄われていない学校法人では、校地・校舎等の新たな取得や高度化、設備の維持・向上等教育研究の充実に必要な資産相当額を資本（基本金）として事業活動収入の中からあらかじめ確保しなければならない。

※教育活動外収入…受取利息・配当金、収益事業等の収入

※特別収入…資産売却差額等の収入

●事業活動支出とは

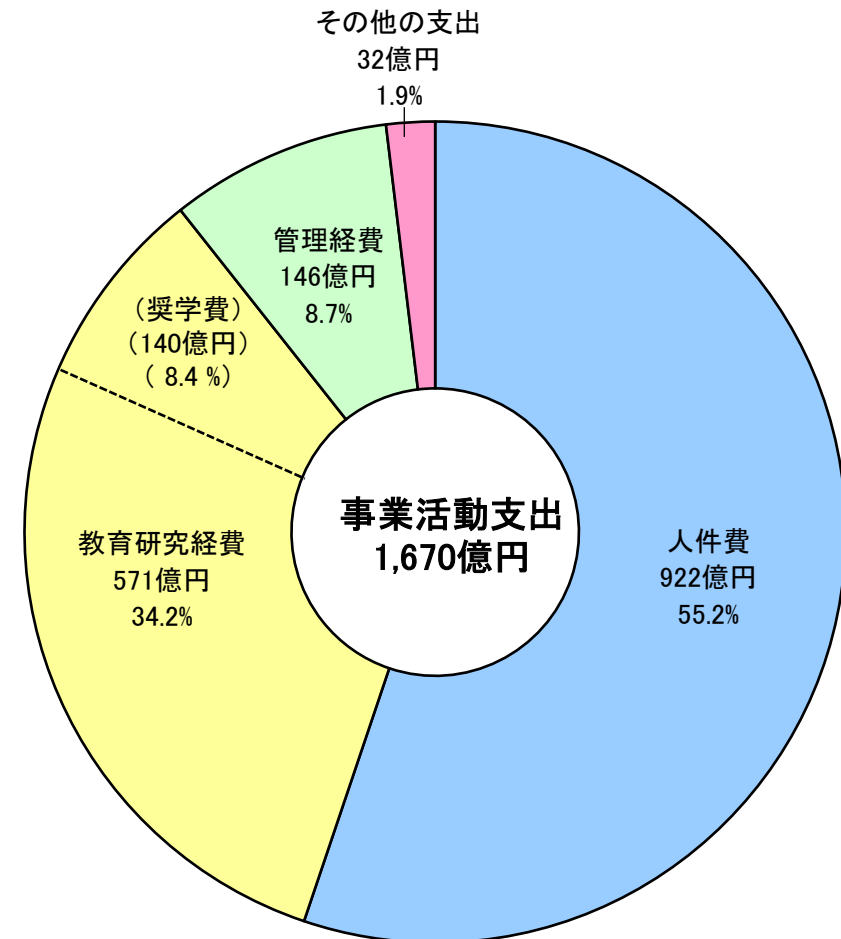
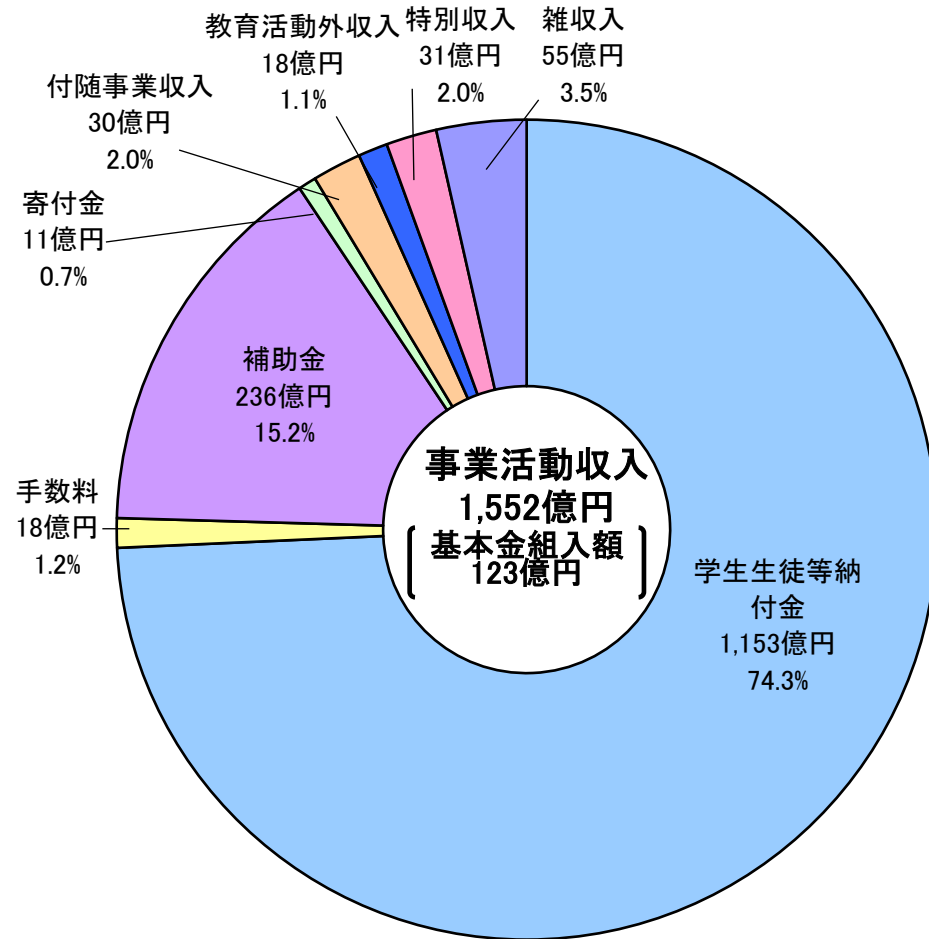
事業活動支出とは、人件費、教育研究経費等の支出(減価償却費、退職給与引当金繰入額等現金支出を伴わないものを含む)。

※ 出典: 日本私立学校振興・共済事業団「今日の私学財政(令和3年度版)」

※ 事業活動収支計算書(608校)の集計

※ 単位未満四捨五入の関係で、パーセント及び合計が一致しない場合がある

私立短期大学等の収支状況



●事業活動収入とは
事業活動収入とは、学生生徒等納付金、寄付金、補助金等の学校法人の負債とならない収入のことで、借入金等は含まない。

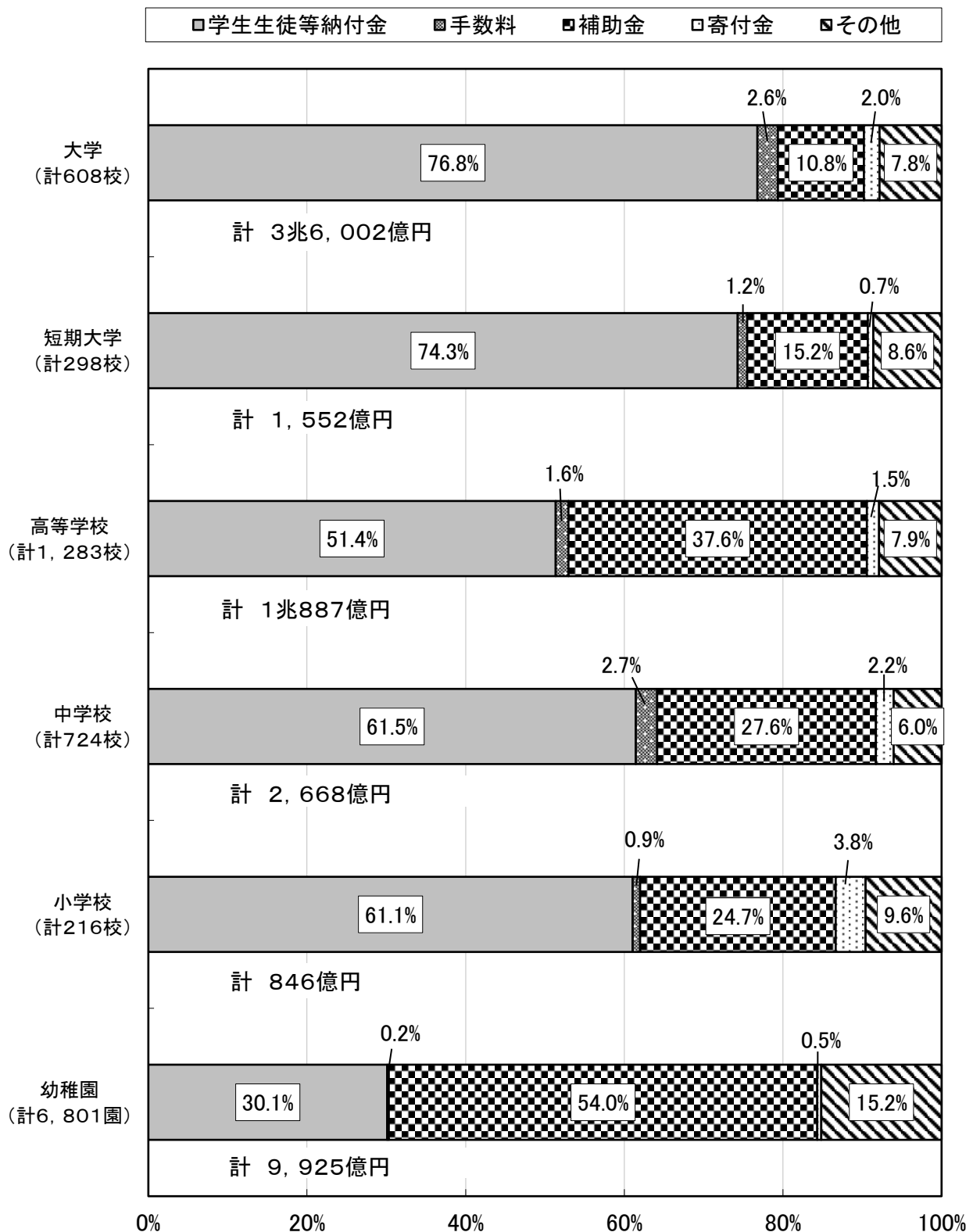
●基本金とは
国公立学校のように施設が公費で賄われていない学校法人では、校地・校舎等の新たな取や高度化、設備の維持・向上等教育研究の充実に必要な資産相当額を資本(基本金)として事業活動収入の中からあらかじめ確保しなければならない。

※教育活動外収入…受取利息・配当金、収益事業等の収入
※特別収入…資産売却差額等の収入

●事業活動支出とは
事業活動支出とは、人件費、教育研究経費等の支出(減価償却費、退職給与引当金繰入額等現金支出を伴わないものを含む)。

※ 出典: 日本私立学校振興・共済事業団「今日の私学財政(令和3年度版)」
※ 事業活動収支計算書(298校)の集計
※ 単位未満四捨五入の関係で、パーセント及び合計が一致しない場合がある

私立学校の収入について



○大学・短期大学は令和2年度決算、高等学校・中学校・小学校・幼稚園は令和元年度決算の数値に基づき、各学校種の収入を合計したもの。

○補助金については、国庫補助金及び地方公共団体補助金を含む。

※出典：日本私立学校振興・共済事業団「今日の私学財政」

学校法人運営調査委員制度の概要

<目的>

学校法人の管理運営の組織及びその活動状況、財務状況等について、実態を調査するとともに、必要な指導、助言を行い、学校法人の健全な経営の確保に資することを目的とする。(昭和59年度設置)

○ 運営調査の方法等

- (1) 学校法人ごとに学校法人運営調査委員及び事務官をもって書類審査、実地調査等の方法により実施
- (2) それら運営調査事項を踏まえ、学校法人運営調査委員会を開催し、必要に応じて指導、助言すべき事項を当該学校法人に対して通知

○ 運営調査事項

- (1) 学校法人の管理運営の組織及びその活動状況に関すること
役員、評議員の就任状況、理事会、評議員会の開催・審議状況 等
- (2) 学校法人の財務に関すること
経年的財務状況、会計処理状況、収益事業の実施状況 等
- (3) その他学校法人の業務の執行状況等に関すること
業務の執行状況、経営方針、設置している大学等の教育等の状況 等

○ 学校法人運営調査委員の構成

私立学校関係者、公認会計士、弁護士、マスコミ関係者等の学校法人制度に詳しい30人の委員に委嘱

学校法人に対する経営指導体制

◆学校法人運営調査

学校法人の健全な経営の確保に資することを目的として、学校法人の管理運営組織、その活動状況及び財務状況等について実態を調査するとともに、必要な指導・助言を実施。(昭和59年より)

- 委員(※)構成
- ・私学理事(長)、学長／経験者
 - ・弁護士
 - ・公認会計士
 - ・研究者／教授
 - ・民間経験者
- (マスコミ・ジャーナリスト等)
- ※文部科学省組織規則第45条第1項、第4項及び第5項に基づき、委員としての職務を遂行。

学校法人運営調査委員

指導・助言

＜書面審査、実地調査等を実施＞

財務面

管理
運営面

教学面

指導・助言に対する
改善状況報告

各学校法人

一部の学校法人

対象：全文部科学省所轄学校法人

◆経営改善に向けた指導・助言

経営状況が特に厳しいと認められる学校法人に対しては、経営改善計画(5か年)に基づく経営改善状況の報告を求めるとともに、ヒアリング等を通じて個別に指導・助言を継続。

文部科学省 —経営指導—

- 学校法人に経営改善状況の報告を求め、経営改善の進捗状況を把握
- 学校法人運営調査委員等によるヒアリングを通じて、経営改善の着実な実施に向けた指導・助言を実施

経営改善計画の提出・報告 等

経営指導 等

経営指導の対象法人

経営改善計画の作成

経営相談 等

経営改善計画の作成支援 等

私学事業団 —経営相談—

- 経営上の問題点について現状分析、問題点の把握、考えられる対応策を整理してアドバイス
- 必要に応じて、人材バンク登録の専門家(公認会計士、弁護士、社会保険労務士、教学専門家等)と共同で実施

【経営改善計画(モデル)】

1. 法人経営(特に教学、学生募集、財務状況)における現状認識、問題点とその原因及び今後の課題に関する分析
2. 経営改善計画最終年度における財務上の数値目標
※1.の分析を踏まえた目標を記載
3. 経営改善計画期間における重点事項及び経営資源等(予算、人員等)の配分に係る方針
4. 実施計画(1.の分析を踏まえた今後の対応策、計画3年目の目標)
 - (1) 建学の精神・ミッションを踏まえた学校法人の目指す将来像
 - (2) 教学改革計画
 - ① 設置校・学部の特徴(強み弱み・環境分析)
 - ② 学部等の改組・募集停止・定員の見直し等
 - ③ カリキュラム改革・キャリア支援等
 - (3) 学生募集対策と学生数・学納金等計画
4. 外部資金の獲得・寄付の充実・遊休資産処分等計画
- (5) 人事政策と人件費の削減計画
- (6) 経費削減計画(人件費を除く)
- (7) 施設等整備計画
- (8) 借入金等の返済計画
5. 組織運営体制
 - (1) 理事長・理事会等の役割・責任
 - (2) 経営改善のための今後の検討・実施体制(プロジェクトチームの設置等)
 - (3) 情報公開と危機意識の共有
6. 財務計画表
7. 経営改善計画実施工程表
8. 資産の所有状況(土地及び建物の面積、所在地、路線価図を含む)
9. 借入金以外の負債状況(未払金、預り金等の状況)

連携(情報共有・意見交換)

学校法人に対する経営指導の充実

新しい要素の部分・令和元年度より実施

① 経営指導強化指標の設定

経営悪化傾向にはあるものの直ちに適切な経営改善に取り組めば改善の余地があるという目安

- ・「運用資産－外部負債」がマイナス
- ・経常収支差額が3か年マイナス

経営指導強化指標をはじめ、経営判断指標、定員充足状況等勘案し、学校法人運営調査委員会で決定

② 学校法人運営調査対象法人

- ・教学面、管理運営面、財務面のチェック
- ・実地調査
- ⇒必要な指導・助言、通知

※（経営指導強化指標に該当しつつも、該当した要因が学部等の設置や施設整備の戦略的な先行投資によるものなど明確であり、収容定員に対し学生数が比較的安定的に充足しているなど、資金の流出がない場合等には指導の対象外）

一部法人

③ 経営の指導を行う法人

- ・経営改善計画の作成・提出を求め、経営改善の進捗状況を把握
- ・学校法人運営調査委員等によるヒアリングの実施
- ⇒経営改善の着実な実施に向けた指導・助言、通知

3年程度を目安に経営改善実績を上げるように、上記の取組をきめ細かく集中的に指導
⇒経営改善の着実な実施に向けた指導・助言、通知

経営改善

経営判断指標の悪化状況、経営指導強化指標への該当状況、今後の経営改善に向けた取組の状況等を総合的に勘案した上で、学校法人運営調査委員会において経営基盤の安定確保が必要とされた場合

- ・中でも、経営指導強化指標に該当した法人（※）
- ・経営指導強化指標に該当しなくても個別の状況を勘案し、経営指導強化指標該当法人と同様の指導が必要と学校法人運営調査委員会で判断する法人

④ 法人自らの経営努力等により経営指導強化指標に該当しなくなる等一定の経営改善が図られた場合には、きめ細かい集中的な指導の対象から除き、必要なフォローアップ等指導の扱いを変更

以下の事項が学校法人運営調査委員会で確認された場合

- ・経営改善の実績が上がらなかった
- ・支払不能（資金ショート）又は債務超過に陥るリスク有
- ・経営難の原因となっている組織の廃止に必要な額を試算の上、法人の有する資産がその額を下回るリスク有

⑤ 文科省から学校法人に対する通知に、以下の内容を盛り込む。

- ・経営改善実績が上がっていないことや支払不能（資金ショート）、債務超過、組織廃止に必要な資産不足に陥るリスクがあること
- ・必要と考えられる見直し内容を示して、経営上の判断をすること（部局の募集停止、設置校の廃止、法人解散等も含む）
- ・対応方策の方向性について、財務諸表や事業報告書等に明記すること
- ・今後、各学校法人が公開した内容を文科省が公表する予定があること

⑥

- ・該当学校法人において財務諸表や事業報告書等を公表※
- ・学校法人が公開した対応方策の方向について文科省がまとめて公表
- ⇒組織の見直し等について指導、在学生の教育継続方策についてフォロー

※私立学校法改正により公表を義務付け（令和2年4月施行）

措置命令や解散命令等の対象となり得るような事態に至っている場合

報告及び立入検査

私学法63条

法令違反、所轄庁の処分違反、寄附行為違反、運営の著しい不適正が認められる場合

大学設置・学校法人審議会の意見を聴いた上で、募集停止を含めた措置命令

私学法60条

措置命令に従わない場合

役員了解任勧告

私学法60条

措置命令に従わず、法令違反の状態が継続し、他の方法でも監督目的が達成できない場合

解散命令

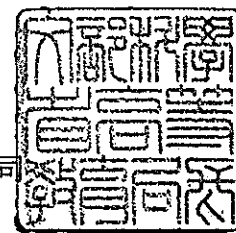
私学法62条



30文科高第318号
平成30年7月30日

文部科学大臣所轄各学校法人理事長 殿

文部科学省高等教育局長
義本 博司



(印影印刷)

学校法人運営調査における経営指導の充実について（通知）

急速に進展している産業構造や経済社会の変化に伴う社会人の学び直し及びグローバル化の進展に伴うより積極的かつ戦略的な留学生の受入れといった、大学等の高等教育機関（以下「大学等」という。）における新たな教育ニーズが生じることが考えられる一方、18歳人口の大幅な減少期を迎え、これまでの大学等の主たる教育対象である高等学校等からの進学者については、相当規模の減少が見込まれています。

このように大学等の経営にとって極めて大きな環境の変化を迎える中、学校法人においては、経営力を一層強化し、継続的・安定的に質の高い高等教育を提供することにより、学生、保護者はもとより地域、社会の信頼と支援を得ていくことが重要です。

文部科学省では、従来より、学校法人の健全な経営の確保に資することを目的として、学校法人運営調査において、学校法人の管理運営組織、その活動状況及び財務状況等について実態を調査するとともに、必要な指導・助言を行っております（別紙1参照）が、上記状況を背景に、「私立大学等の振興に関する検討会議 議論のまとめ」（平成29年5月15日私立大学等の振興に関する検討会議）や「今後の高等教育の将来像の提示に向けた中間まとめ」（平成30年6月28日中央教育審議会大学分科会将来構想部会）等において、経営指導の充実の必要性に関する提言がされてきたところです。

経営指導の具体的な充実方策については、学校法人運営調査委員会及び大学設置・学校法人審議会学校法人分科会の下に設置された学校法人制度改善検討小委員会において議論いただいていたところであり、その内容を踏まえ、平成31年度からの学校法人運営調査においては、下記のとおり経営指導の充実を図りますので、御承知おき願います（別紙2参照）。

また、各学校法人においては、この機会に自己の経営状況について改めて点検を行い、必要な経営改善に取り組んでいただきますようお願いいたします。

なお、日本私立学校振興・共済事業団が、学校法人の経営改善等を支援する各種サービスを提供しております（別紙3参照）ので、適宜、御活用ください。

記

1. 経営指導強化指標の設定（別紙2①参照）

学校法人を取り巻く今日の厳しい経営環境を踏まえ、経営悪化傾向にあるものの、直ちに適切な経営改善に取り組みば改善の余地があるという状況の目安となる具体的な指標（以下「経営指導強化指標」という。）を以下の（1）かつ（2）と設定すること。

- （1）貸借対照表の「運用資産^{（注1）}－外部負債^{（注2）}」が直近の決算でマイナス
- （2）事業活動収支計算書の「経常収支差額^{（注3）}」が直近3か年の決算で連続マイナス

（注1） 運用資産：すぐに換金可能な資産。学校法人会計基準（昭和46年文部省令第18号）第35条第七号様式における、固定資産のうちの特定期間資産及び有価証券、流動資産のうち現金預金及び有価証券の合計（別紙4参照）。

（注2） 外部負債：外部から返済を求められる負債。学校法人会計基準（昭和46年文部省令第18号）第35条第七号様式における、固定負債のうち長期借入金、学校債及び長期未払金、流動負債のうち短期借入金、1年以内償還予定学校債、手形債務及び未払金の合計（別紙4参照）。

（注3） 経常収支差額：資産の売却など臨時的な要素となる特別収支を除いた収支。学校法人会計基準（昭和46年文部省令第18号）第23条第五号様式における、（教育活動収入計＋教育活動外収入計）－（教育活動支出計＋教育活動外支出計）（別紙4参照）。

2. 学校法人運営調査の対象校（別紙2②参照）

- （1）毎年度行う学校法人運営調査の対象法人については、学校法人運営調査委員会において、財務状況、定員充足状況、過去の調査状況等を総合的に勘案して決定しているが、平成31年度からは、前回の学校法人運営調査から長期間未実施で経営指導強化指標に該当する学校法人も対象とすること。

- （2）なお、経営指導強化指標に該当したものの、その原因が明確で、かつ、原因解消の具体的な方策が当該学校法人の理事会において決定・共有されている場合など、必ずしも学校法人運営調査の対象とする必要性がないと判断される場合には、当該学校法人については学校法人運営調査の対象としない場合もあること。

3. 学校法人に対するきめ細かい集中的な指導の実施（別紙2③、④参照）

- （1）学校法人運営調査委員会において、財務の悪化状況、経営指導強化指標への該当状況、今後の経営改善に向けた取組の状況等を総合的に勘案した上で、経営基盤の安定確保が必要と判断された学校法人、すなわち経営指導の対象となる学校法人のうち、経営指導強化指標に該当した学校法人及び経営指導強化指標に該当していなくても、個別の状況を勘案し、経営指導強化指標に該当した学校法人と同様の指導が必要と判断される学校法人については、3年程度を目安に経営改善の実績を上げるよう、きめ細かい集中的な指導を行うこと。

なお、きめ細かい集中的な指導の実施期間として目安となる3年程度の間に、学校法人運営調査委員会において、下記4.(1)①から③の状況が確認された場合には、その時点で下記4.の対応を行う予定であること。

(2) きめ細かい集中的な指導の過程で、学校法人自らの経営努力等により経営指導強化指標に該当しなくなる等一定の経営改善が図られた場合には、学校法人運営調査委員会においてその状況を確認の上、きめ細かい集中的な指導の対象からは除き、財務状況等について必要なフォローアップを行うこと等、当該学校法人に対する指導の扱いを変更すること。

4. きめ細かい集中的な指導が行われた学校法人のうち、一定の状況が確認される学校法人への対応について（別紙2⑤, ⑥参照）

(1) 上記3.(1)のきめ細かい集中的な指導が行われた学校法人について、学校法人運営調査委員会において、以下①から③の状況が確認された場合には、「学校法人運営調査委員による調査結果」(通知)において、経営判断を促す内容を含む予定であること。

- ① 経営改善の実績が上がらなかった。
- ② 支払不能すなわち資金ショート又は債務超過に陥るリスクがある。
- ③ 学校法人の有する資産が、経営難の原因となっている組織廃止に必要な額を下回るリスクがある。

(2) 上記4.(1)の通知には、以下の内容を盛り込む予定であること。

- ① 経営改善の実績が上がっておらず、支払不能すなわち資金ショート、債務超過、組織廃止に必要な資産不足に陥るリスクがあること。
- ② 必要と考えられる見直し内容を示して、経営上の判断をすること（部局の募集停止、設置校の廃止、学校法人解散等を含む）。
- ③ 上記①及び②を踏まえ、学校法人はその対応方策の方向性について、財務諸表や事業報告書等に明記すること。
- ④ 学校法人が上記③により公開した内容を文部科学省において公表する予定であること。

5. 上記の学校法人に対する経営指導の充実は、私立学校の自主性を重んじること、また、国民が安心して大学等において学ぶことができる環境を整えることにより私立学校の公共性の向上を図ることを通じて、私立学校の健全な発達を図るよう、実施すること。

<本件連絡先>

上記1. 2. 4. 5. について

文部科学省高等教育局私学部参事官付 私学経営支援企画室企画・法規係

TEL : 03-5253-4111 (内線 3320) FAX : 03-6734-3396

上記3. について

文部科学省高等教育局私学部参事官付 学校法人経営指導室経営指導第二係

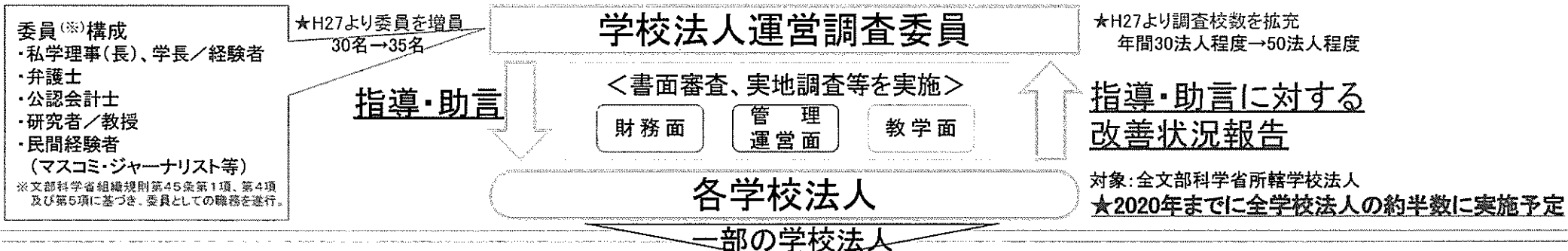
TEL : 03-5253-4111 (内線 2537) FAX : 03-6734-3396

学校法人に対する経営指導体制

◆学校法人運営調査

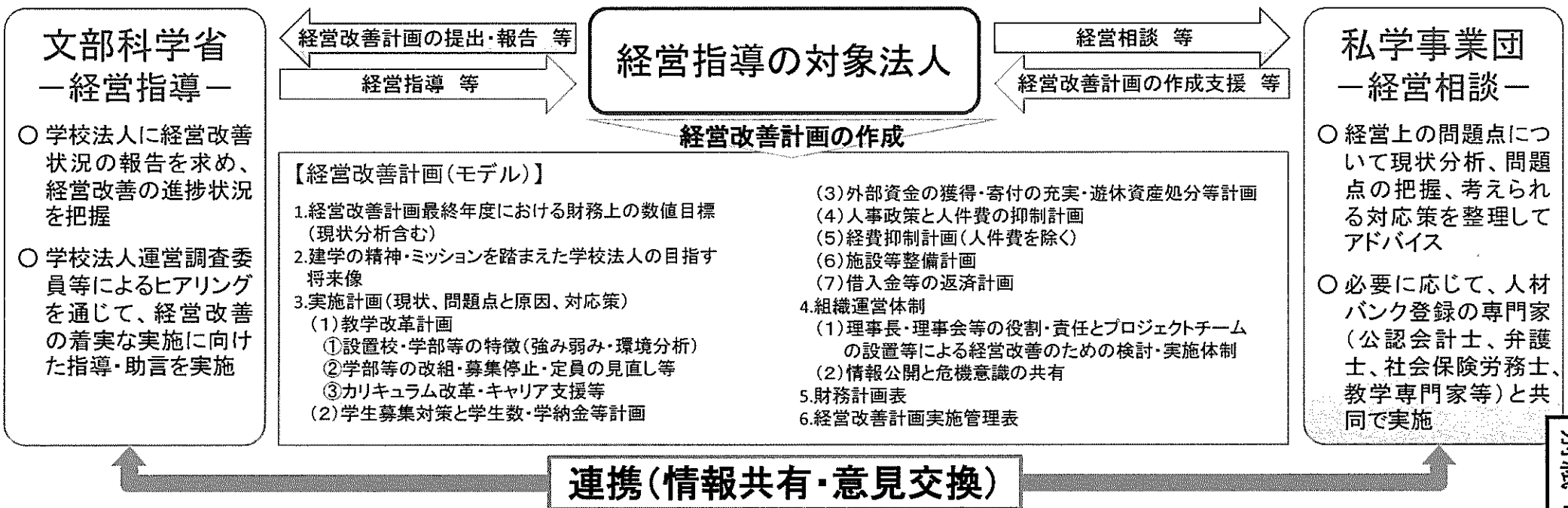
学校法人の健全な経営の確保に資することを目的として、学校法人の管理運営組織、その活動状況及び財務状況等について実態を調査するとともに、必要な指導・助言を実施。(昭和59年より)

2020年までの間を「私立大学等経営強化集中支援期間」と位置付け、平成27年度より制度の一層の充実を図っている。



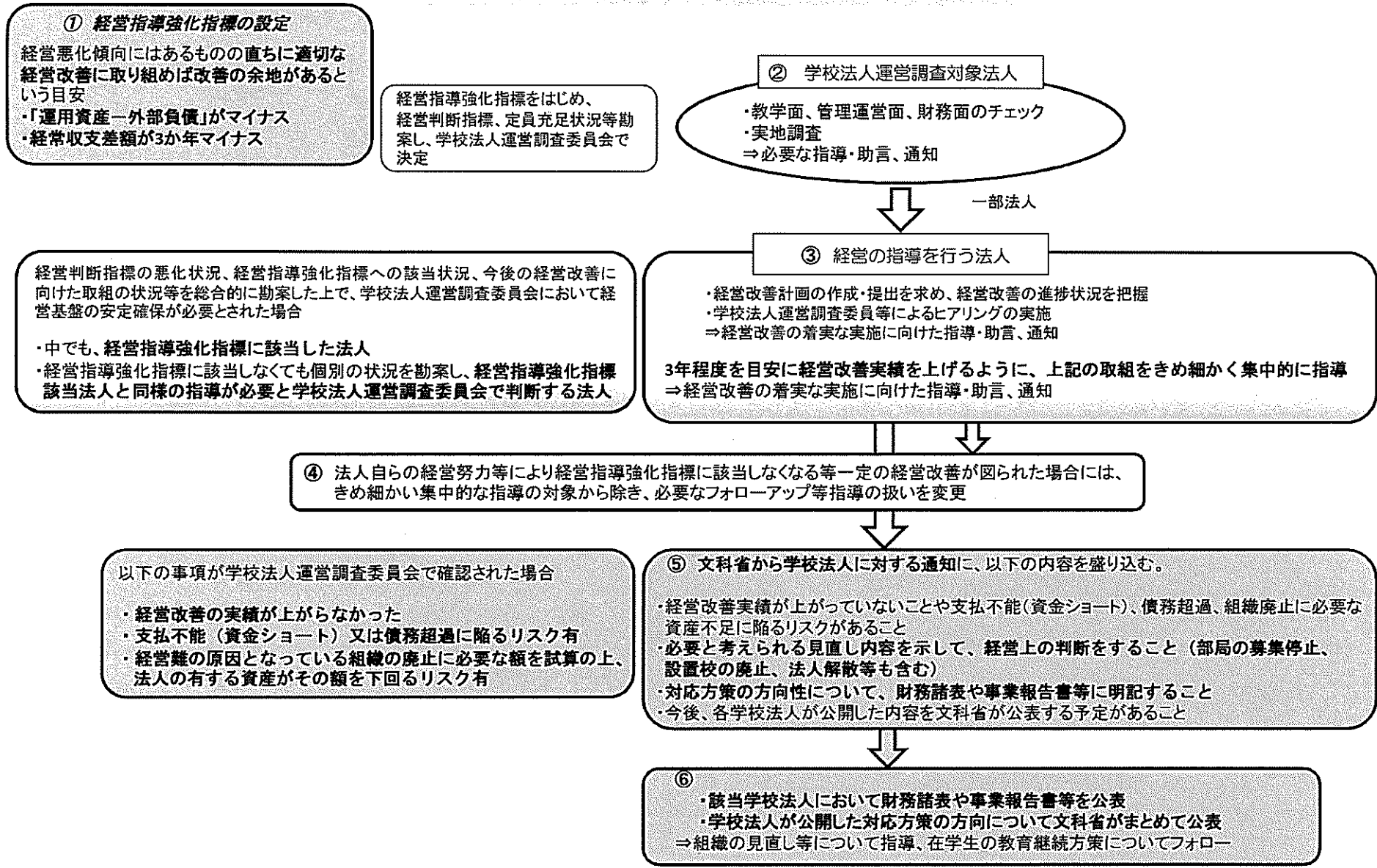
◆経営改善に向けた指導・助言

経営状況が特に厳しいと認められる学校法人に対しては、経営改善計画(5か年)に基づく経営改善状況の報告を求めるとともに、ヒアリング等を通じて個別に指導・助言を継続。

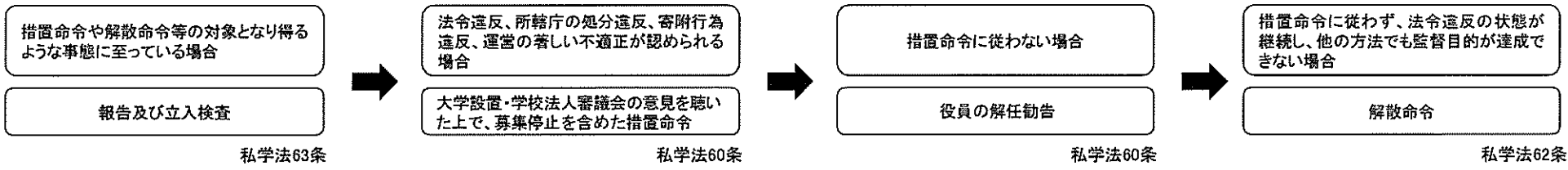


学校法人に対する経営指導の充実

□ 新しい要素の部分



財務状況の悪化傾向



平成30年度 私学経営情報センターが行う サービスのご案内

私学経営情報センターでは、学校法人の経営改善の支援及び教育条件及び経営に関する情報の収集・提供業務を行っております。当センターで提供している主なサービス内容と連絡先は以下のとおりです。経営相談、財務分析、会計処理、講演など幅広いサービスを提供しておりますので、ぜひご利用ください。

学校法人の要望例

○会計処理のご質問

会計処理の仕方を教えてほしい

○基礎調査等のご質問

基礎調査票e-マネージャの入力・操作等について教えてほしい

○規程集等の閲覧

学校法人の業務改善のため、他の学校の規程集等の事例を参考にしたい

○財務分析

学校の財務分析資料がほしい

○教育情報の活用・公表

大学等のさまざまな特色や取組を検索したい

○経営者や職員の研修・育成

私学経営に関する短期集中型の研修を受けたい

○研修会実施の支援

学園の役員、教員、職員を対象にした研修会の実施に協力してほしい

○改革事例等の紹介

教育改革等について他校で実施している具体的な事例を紹介してほしい

○経営上の問題への解決策の提案

「学生募集」「人件費削減」等の経営上の問題について、学園の現状にあった提案をしてほしい

○経営改善計画の作成支援

学校法人活性化・再生研究会最終報告で提案されている、目標と期限を明確にした経営改善方策を作成し、経営改善に努めたいが、その作成を支援してほしい

「学校法人活性化・再生研究会最終報告」
http://www.shigaku.go.jp/s_center_saisei.pdf
16ページ～18ページ、31ページ参照

「経営改善計画立案・実施のための参考資料」
http://www.shigaku.go.jp/s_kaizenkeikaku.htm

私学経営情報センターで提供可能なサービス

(会計処理等、基礎調査、e-マネージャについてのご質問への回答)
電話・メールで回答します

●会計処理等についてのご質問

☎03(3230)7846～7848

●基礎調査、e-マネージャについてのご質問

☎03(3230)7840～7843



(私学情報資料室) ☎03(3230)7846～7848

学校法人関係者を対象に、大学・短期大学法人の規程集等が閲覧できます(私学振興事業本部(九段事務所1階))

(データ提供) ☎03(3230)7846～7848

インターネットを利用して学園が直接、以下のデータや分析資料等を出力・閲覧できるシステム(私学情報提供システム)を提供しています

◇学生数 ◇財務データ ◇財務比率表 ◇今日の私学財政 等

(依頼に基づく資料提供) ☎03(3230)7839

「私学情報提供システム」で作成できない特別な加工が必要な分析データを作成・提供します。ご利用にあたっては、私学事業団へ「情報提供依頼書」を提出していただきます(内容により、日数を要します)

(大学ポートレート(私学版)) ☎03(3230)7852～7854

私立の大学、短期大学、高等専門学校の特徴や実践している教育研究の取り組みをWebサイトにて提供しています

(セミナー) ☎03(3230)7849・7850

理事長・学長向けにリーダーズセミナーを、若手職員向けにスタッフセミナーを開催しています

(講師派遣) ☎03(3230)7838

●センターの職員を講師として派遣します

●講師派遣については交通費と講演料が必要です
講演料の目安(1日)

2時間以内 : 3万円

2時間超4時間以内 : 5万円

4時間超 : 8万円



(経営相談) ☎03(3230)7826

●学園を訪問し、経営改革のキーパーソンとなる役員及び教職員の方々にヒアリングしながら、解決策を探ります

●学園の抱える経営上の問題点について現状分析、問題点の把握、考えられる対応策を整理してアドバイスをします

●必要に応じて事業団の人材バンクに登録している専門家(公認会計士、弁護士、社会保険労務士、教学専門家等)と共同で実施します

●経営改善計画の進捗状況を踏まえ、適時適切な助言等を行います

※左記の要望に対する連絡先は同色で囲まれた右欄内の電話番号となります。

貸借対照表

年月日

(単位 円)

資産の部			
科目	本年度末	前年度末	増 減
固定資産			
有形固定資産			
土地			
建物			
構築物			
教育研究用機器備品			
管理用機器備品			
図書			
車両			
建設仮勘定			
(何)			
特定資産			
第2号基本金引当特定資産			
第3号基本金引当特定資産			
(何)引当特定資産			
その他の固定資産			
借地権			
電話加入権			
施設利用権			
ソフトウェア			
有価証券			
収益事業元入金			
長期貸付金			
(何)			
流動資産			
現金預金			
未収入金			
貯藏品			
短期貸付金			
有価証券			
(何)			
資産の部合計			

運用資産

負債の部			
科目	本年度末	前年度末	増 減
固定負債			
長期借入金			
学校債			
長期未払金			
退職給与引当金			
(何)			
流動負債			
短期借入金			
1年以内償還予定学校債			
手形債務			
未払金			
前受金			
預り金			
(何)			
負債の部合計			
純資産の部			
科目	本年度末	前年度末	増 減
基本金			
第1号基本金			
第2号基本金			
第3号基本金			
第4号基本金			
繰越収支差額			
翌年度繰越収支差額			
純資産の部合計			
負債及び純資産の部合計			

外部負債

注記 重要な会計方針
 重要な会計方針の変更等
 減価償却額の累計額の合計額
 徴収不能引当金の合計額
 担保に供されている資産の種類及び額
 翌年度以後の会計年度において基本金への組入れを行うこととなる金額
 当該会計年度の末日において第4号基本金に相当する資金を有していない場合のその旨と対策
 その他財政及び経営の状況を正確に判断するために必要な事項

(注) 1 この表に掲げる科目に計上すべき金額がない場合には、当該科目を省略する様式によるものとする。
 2 この表に掲げる科目以外の科目を設けている場合には、その科目を追加する様式によるものとする。

事業活動収支計算書

年 月 日から
年 月 日まで

(単位:円)

科 目		予 算	決 算	差 異
教育活動収入の部	学生生徒等納付金			
	授業料			
	入学金			
	実験実習料			
	施設設備賃金			
	(何)			
	手数料			
	入学検定料			
	試験料			
	証明手数料			
	(何)			
	寄付金			
	特別寄付金			
	一般寄付金			
	現物寄付			
	経常費等補助金			
	国庫補助金			
	地方公共団体補助金			
	(何)			
	付随事業収入			
補助活動収入				
附属事業収入				
受託事業収入				
(何)				
雑収入				
施設設備利用料				
廃品売却収入				
(何)				
教育活動収入計				
事業活動支出の部	人件費			
	教員人件費			
	職員人件費			
	役員報酬			
	退職給与引当金繰入額			
	退職金			
	(何)			
	教育研究経費			
	消耗品費			
	光熱水費			
	旅費交通費			
	奨学費			
	減価償却額			
	(何)			
	管理経費			
	消耗品費			
	光熱水費			
	旅費交通費			
	減価償却額			
	(何)			
徴収不能額等				
徴収不能引当金繰入額				
徴収不能額				
教育活動支出計				
教育活動収支差額				

経常収入

科 目		予 算	決 算	差 異
事業活動収入の部	受取利息・配当金			
	第3号基本金引当特定資産運用収入			
	その他の受取利息・配当金			
	その他の教育活動外収入			
	収益事業収入			
	(何)			
教育活動外収入計				
事業活動支出の部	借入金等利息			
	借入金利息			
	学校債利息			
	その他の教育活動外支出			
	(何)			
	教育活動外支出計			
教育活動外収支差額				
経常収支差額				
事業活動収入の部	資産売却差額			
	(何)			
	その他の特別収入			
	施設設備寄付金			
	現物寄付			
	施設設備補助金			
	過年度修正額			
	(何)			
	特別収入計			
	特別収支差額			
事業活動支出の部	資産処分差額			
	(何)			
	その他の特別支出			
	災害損失			
	過年度修正額			
	(何)			
特別支出計				
特別収支差額				
(予備費)	()			
基本金組入前当年度収支差額				
基本金組入額合計	△	△		
当年度収支差額				
前年度繰越収支差額				
基本金取崩額				
前年度繰越収支差額				
(参考)				
事業活動収入計				
事業活動支出計				

経常支出

- (注) 1 この表に掲げる科目に計上すべき金額がない場合には、当該科目を省略する様式によるものとする。
 2 この表に掲げる科目以外の科目を設けている場合には、その科目を追加する様式によるものとする。
 3 予算の欄の予備費の項の()内には、予備費の使用額を記載し、()外には、未使用額を記載する。予備費の使用額は、該当科目に振り替えて記載し、その振替科目及びその金額を注記する。

近年の学校法人運営調査における主な指導・助言事項等

大項目	中項目	指導・助言事項(その他意見含む)	備考
管理運営	監事	監事による教学面を含めた業務監査の充実	監事の業務である「学校法人の業務」及び「理事の業務執行」の監査は、財務面に限定されるものではなく、学校法人の業務の中心である教学面から捉えた学校運営に対する監査も含まれる。(個々の教育研究内容に立ち入ることは適当ではないが、例えば、学部・学科の改組や学生・生徒の募集計画、自己点検評価サイクルの稼働状況等、法人経営の重要な要素となる教学面の事項は含まれる。) 【参考】令和元年私立学校法改正Q&A Q6-1
		監事の監査を支援するための事務体制の整備	監事に対する情報の提供等の支援体制は十分に整えられている必要がある。 【参考】学校法人の寄付行為及び寄付行為の変更の認可に関する審査基準 第13(7)
	役員報酬	役員報酬規程・役員退職金支給規程の整備及び公表	令和元年の私立学校法の改正により、役員に対する報酬等の支給の基準の作成及び事務所への備え置き並びに請求があった場合には閲覧に供することが規定されている。また、大臣所轄法人においては報酬等の支給の基準を公表することも規定されている。 【参考】私立学校法第47条第2項、第48条、第63条の2第4号
		役員報酬規程において、支給額の算定方法を明確にすること	役員に対する報酬等の支給の基準は、役員の勤務形態に応じた報酬等の区分及びその額の算定方法並びに支給の方法及び形態に関する事項を定めることとされている。 【参考】私立学校法施行規則第4条の5
	理事会 /評議員会	理事会における理事の出席率の改善	
		評議員会における評議員の出席率の改善	
		理事会・評議員会の欠席時に意思表示を行うことのできる書面に改めること	書面による意思表示は具体的な議案ごとに賛否を示して行うことが望ましい。また、そのために資料は事前に送付しておくことが望ましい。
		理事会・評議員会は集会の形式(オンラインを含む)により行うこと	理事会・評議員会は、持ち回り決議によらず、実際に開催する形式(オンラインを含む。)で実施することが必要である。 【参考】新型コロナウイルス感染症への対応を踏まえた学校法人の運営に関する取扱いについて(事務連絡)
		決算に関する理事会、評議員会の運営を適切に行うこと	決算及び事業の実績については、理事会での議決を経た上で評議員会に報告し意見を求めることとされている。 【参考】私立学校法第46条
	理事/評議員	理事・評議員の欠員補充	【参考】私学法第30条第1項第5号、第35条第1項、第40条、第41条第2項
備え付け /届出	会計年度終了後2月以内に財産目録、貸借対照表、収支計算書、事業報告書、監査報告書の作成及び備え付け	財産目録等の作成及び備え付けは会計年度終了後2か月以内に行うこととされている。 【参考】私立学校法第47条第1項、第2項	
	理事長(代表権を有する者)や設置校の名称の変更に関する登記を所定の期間に行うこと	登記は変更から2週間以内に行うこととされている。 【参考】組合等登記令第3条第1項	
	文部科学大臣に対する役員変更届出を速やかに行うこと	大臣所轄法人は役員の変更について遅滞なく届け出ることとされている。 【参考】私立学校法施行規則第13条第3項	

大項目	中項目	指導・助言事項(その他意見含む)	備考
管理運営	規程	諸規程の整備	学校法人の管理運営上必要な諸規程が整備されている必要がある。 【参考】学校法人の寄付行為及び寄付行為の変更の認可に関する審査基準 第13(12)
		・情報公開に関する規程 ・稟議に関する規程	
管理運営	中期的な計画	中期的な計画の作成及び着実な実施	令和元年の私立学校法の改正により、大臣所轄法人においては事業に関する中期的な計画を作成することが規定された。この中期的な計画については、教学、人事、施設、財務等に関する事項について中長期的視点で経営の計画を立てる必要がある。また、抽象的な目標にとどまらず、データやエビデンスに基づく計画であることが望ましい。 【参考】私立学校法第45条の2第2項 学校教育法の一部を改正する法律等の施行について(通知)(令和元年7月12日 元文科高第518号)
財務	資産運用	資産運用に関する規程の整備や見直しを含め、適切な改善を図ること。	学校法人の資産運用にあたっては必要な規程の整備等に努めることや、責任ある意思決定と執行管理が行われる体制を確立するため、不断の点検を行うことが望ましい。 【参考】学校法人における資産運用について(通知)(平成21年1月6日高私参第7号)
	経常経費依存率	教育研究条件の充実向上(経常経費依存率の向上)	経常経費依存率(事業活動支出/学生生徒等納付金)を向上させることにより、授業料等の学生生徒等納付金を教育研究条件の充実という形で還元することが望まれる。
	経営改善計画	経営改善計画の作成及び着実な実施等による経営基盤の安定確保	学校法人は、設置する私立学校に必要な施設及び設備や経営に必要な財産を有している必要がある。経営状況が特に厳しいと認められる学校法人に対しては、経営改善計画の作成・計画に基づく経営改善状況の報告を求めている。 【参考】私立学校法第25条第1項、学校法人運営調査における経営指導の充実について(通知)(平成30年7月30日 30文科高第318号)別紙1・2
教学	学生確保/定員管理	設置する学校の学生確保に向けた対応策を立案し着実に実施	大学、短期大学は在学する学生の数を収容定員に基づき適正に管理するものとされている。 【参考】大学設置基準第18条第3項、短期大学設置基準第4条第4項
		定員の見直しの検討	
		定員管理の適正化、定員超過の改善	
	教員補充	専任教員の補充	専任教員の欠員は速やかに解消する必要がある。 【参考】大学設置基準第7条 等
	FD	大学全体としてファカルティ・ディベロップメント(FD)活動・スタッフ・ディベロップメント(SD)活動の実質化	大学・短期大学は授業の内容及び方法の改善や教育研究活動等の適切かつ効果的な運営を図るため、FD・SDを実施するものとされている。 【参考】大学設置基準第25条の3、第42条の3 短期大学設置基準第11条の3、第35条の3
	留学生管理	留学生管理を適切に行うこと	外国人留学生の適切な受入れ、在籍管理の徹底等がなされるよう求められている。 【参考】外国人留学生の適切な受入れ及び在籍管理の徹底等について(通知)(令和3年4月9日 3高学留第1号)
	教育体制の配慮	募集停止をした学校(学科)において、学生の教育に支障が生じないよう教育体制の維持に配慮	

監事機能の充実強化について

1. 改正私立学校法（令和2年4月）における監事の職務について

改正私立学校法第37条において、監事の職務をおよそ次のとおり規定。

（赤字が改正部分。 は新設）

- （1）学校法人の業務を監査すること。
- （2）学校法人の財産の状況を監査すること。
- （3）理事の業務執行の状況を監査すること。
- （4）学校法人の業務若しくは財産の状況又は理事の業務執行の状況について、毎会計年度、監査報告書を作成し、当該会計年度終了後二月以内に理事会及び評議員会に提出すること。
- （5）監査の結果、学校法人の業務若しくは財産又は理事の業務執行に関し不正の行為又は法令若しくは寄附行為に違反する重大な事実があることを発見したときは、これを所轄庁に報告し、又は理事会及び評議員会に報告すること。
- （6）（5）の報告のため必要があるときは、理事長に対して理事会及び評議員会の招集を請求すること。
- （7）学校法人の業務若しくは財産の状況又は理事の業務執行の状況について、理事会に出席して意見を述べること。
- （8）（6）の請求があった日から五日以内に、その請求があった日から二週間以内の日を理事会又は評議員の日とする理事会又は評議員会の招集の通知が発せられない場合には、その請求をした監事は、理事会又は評議員会を招集することができる。

2. 監事機能の充実強化について

監事監査は、法人運営の悪い部分の粗探しではなく、監事から適切なアドバイスをもらい、それを法人運営に生かすためのものである。そのためには、理事長、理事や教職員等の理解と協力が不可欠。

【監事機能の充実強化のためのポイント】

監事として適格な者を選

名誉職としての監事ではなく、知識と経験を持ち、積極的に行動する者を選ぶ。

監事監査の重要性や監査への協力を法人内に周知

特に、教学監査の場合など、教職員の協力が必要。

監事と理事長等との良好な関係の構築

なれ合いの関係ではなく、互いの立場を尊重した上で、何でも言い合える人間関係を構築しておくことが重要。

監事の業務や責任に応じた報酬の支払い

無給で何もしない監事ではなく、しっかり仕事をしてもらい、それに見合った報酬を支払う。

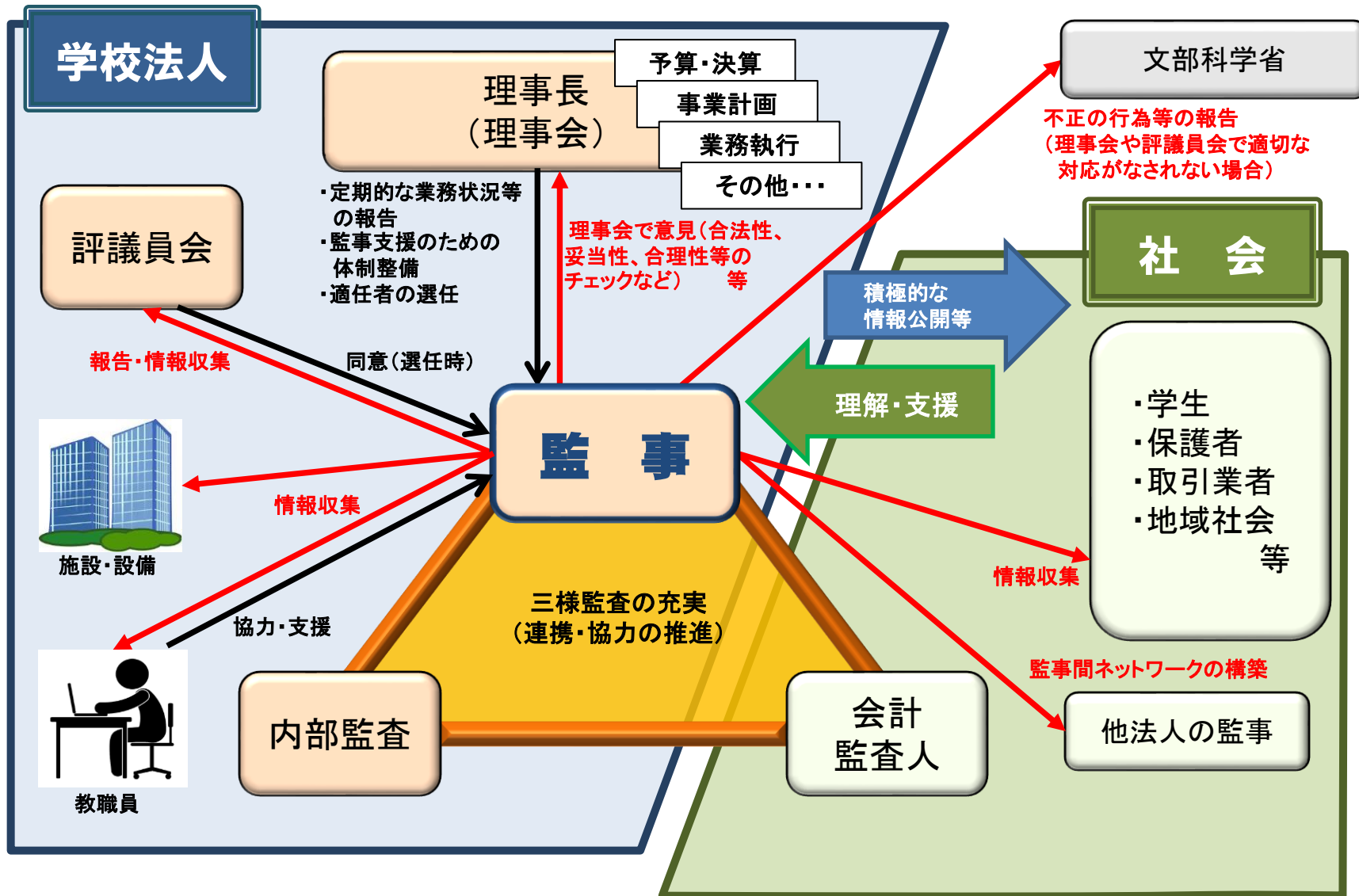
監事の常勤化

監事監査の重要性から、できる限り常勤化とする。

3. 教学面の監査について

学校法人の業務の監査は経営面のみに限定されるものではなく、教学的な面についても学校法人の経営に関する問題であることから学校法人の業務として監査の対象となる（ただし、個々の教員の教育・研究内容に立ち入ることは適当でない）。

監事への期待



学校法人の届出・証明等の概要

1 届出を要するもの

学校法人の運営において、役員をはじめ様々な変更等が生じます。そのうち、法令により所轄庁に届け出ることとされるものがあります。

文部科学大臣が所轄庁の学校法人については、次の事項が該当しますので、遺漏のないよう手続きを行ってください。

事 項	根 拠 法 令	担当係
1 役員（理事・理事長・監事）の変更	私立学校法施行規則第13条	総括係
2 資産総額の変更	私立学校法施行規則第13条	総括係
3 理事長（又は代表権のある理事）の住所・氏名の変更	私立学校法施行規則第13条	総括係
4 仮処分による役員の職務執行停止、その変更、取消し	私立学校法施行規則第13条	総括係
5 校地・校舎等の変更	学校教育法施行規則第2条及び第6条	総括係

2 申請により証明書を交付するもの

学校法人に対しては、次のような税について非課税措置が講じられています。当該措置を受けるには、所轄庁が交付する証明書が必要となります。

校地・校舎等の登録免許税 寄附金に係る所得税、法人税、相続税

事 項	根 拠 法 令	担当係
6 校地・校舎等の使用（取得）証明	登録免許税法第4条第2項	総括係
7 特定公益増進法人の証明	所得税法施行規則第47条の2及び法人税法施行規則第24条	総括係
8 相続税非課税対象法人の証明	租税特別措置法施行規則第23条の3	総括係

3 学校法人の届出・申請の手引き

- ① 各届出・申請等の実務の参考として、特に留意すべき事項等をまとめた「学校法人の届出・申請の手引」を作成しています。

実際の届出・申請に当たっては、本手引を確認し、関係法令や通知等を十分理解の上、手続
をしてください。

前ページの1～6及び8については原則電子データでご提出ください。

<提出先メールアドレス>

高等教育局私学部参事官付総括係 宛

E-mail : s-shinsei@mext. go. jp

不明な点がありましたら、担当係へ照会してください。

文部科学省 高等教育局

私学部 参事官付 総括係

【直通電話】 03-6734-3328

【E-mail】 s-shinsei@mext. go. jp

- ② 本手引及び届出・申請様式は文部科学省ホームページに掲載しています。

(https://www.mext.go.jp/a_menu/koutou/shinkou/07021403/008/001.htm)

文部科学省ホームページトップ > 教育 > 大学・短大・専門教育に関すること

> 私立学校の振興 > 学校法人の各種申請手続き > 学校法人の届出・申請の手引

【注意】

- 届出・申請において、表記の誤りが大変多くなっています。特に証明書の交付申請において誤りがあると、修正に時間を要するため、希望する日までに証明書を発行できない場合があります。提出前に内容に誤りがないか、よく確認するようにして下さい。また、担当者の連絡先は必ず添付して下さい（特にEメールアドレスの記載漏れが多くなっております。Eメールアドレスは必ず記載して下さい）。
- 各様式例はあくまで「例」です。届出・申請する内容に沿うように、適宜文言を追加、削除して下さい。

令和3(2021)年度 私学経営情報センターが行う サービスのご案内

私学経営情報センターでは、学校法人の経営改善の支援及び教育条件並びに経営に関する情報の収集・提供業務を行っております。当センターで提供している主なサービス内容と連絡先は以下のとおりです。経営相談、財務分析、会計処理、講演など幅広いサービスを提供しておりますので、ぜひご利用ください。

学校法人の要望例

○会計処理のご質問

会計処理の仕方を教えてほしい

○基礎調査等のご質問

基礎調査票e-マネージャの入力・操作等について教えてほしい

○規程集等の閲覧

学校法人の業務改善のため、他の学校の規程集等の事例を参考にしたい

○財務分析

学校の財務分析資料がほしい

○教育情報の活用・公表

大学等のさまざまな特色や取り組みを検索したい

○経営者や職員の研修・育成

私学経営に関する短期集中型の研修を受けたい

○研修会実施の支援

学校法人の役員、教員、職員を対象にした研修会の実施に協力してほしい

○改革事例等の紹介

教育改革等について他校で実施している具体的な事例を紹介してほしい

○経営上の問題への解決策の提案

「学生募集」「人件費削減」等の経営上の問題について、学校法人の現状にあった提案をしてほしい

○経営改善計画の作成支援

学校法人活性化・再生研究会最終報告で提案されている、目標と期限を明確にした経営改善方策を作成し、経営改善に努めたいが、その作成を支援してほしい

「学校法人活性化・再生研究会最終報告」
https://www.shigaku.go.jp/s_center_saisei.pdf
16ページ～18ページ、31ページ参照

「経営改善計画立案・実施のための参考資料」
https://www.shigaku.go.jp/s_kaizenkeikaku.htm

私学経営情報センターで提供可能なサービス

(会計処理等、基礎調査、e-マネージャについてのご質問への回答)
電話・メールで回答します

●会計処理等についてのご質問

☎03(3230)7846～7848

●基礎調査、e-マネージャについてのご質問

☎03(3230)7840～7844



(私学情報資料室) ☎03(3230)7846～7848

学校法人等の役職員を対象に、大学・短期大学法人の規程集等が閲覧できます(私学振興事業本部(九段事務所1階))

(データ提供) ☎03(3230)7846～7848

インターネットを利用して小学校法人から大学法人が直接、以下のデータや分析資料等を出力・閲覧できるシステム(私学情報提供システム)を提供しています

◇学生数 ◇財務データ ◇財務比率表 ◇今日の私学財政 等

(依頼に基づく資料提供) ☎03(3230)7838

「私学情報提供システム」で作成できない特別な加工が必要な分析データを作成・提供します。ご利用にあたっては、私学事業団へ「情報提供依頼書」を提出していただきます(内容により、日数を要します)

(大学ポートレート(私学版)) ☎03(3230)7852～7854

私立の大学、短期大学、高等専門学校の特色や実践している教育研究の取り組みをWebサイトにて提供しています

(セミナー) ☎03(3230)7849～7851

理事長・学長向けにリーダーズセミナーを、若手職員向けにスタッフセミナーを開催しています

(講師派遣) ☎03(3230)7839

●センターの職員を講師として派遣します

●講師派遣については交通費と講演料が必要です

(経営相談) ☎03(3230)7826

●学校法人を訪問し、経営改革のキーパーソンとなる役員及び教職員の方々にヒアリングしながら、解決策を探ります

●学校法人の抱える経営上の問題点について現状分析、問題点の把握、考えられる対応策を整理してアドバイスをします

●必要に応じて事業団が依頼している専門家

(公認会計士、弁護士、社会保険労務士、教学専門家等)と共同で実施します

●経営改善計画の進捗状況を踏まえ、適時適切な助言等を行います

●学校法人にて経営相談を実施する場合、所定の交通費が必要になります

※左記の要望に対する連絡先は同色で囲まれた右欄内の電話番号となります。